

第五十八回
国会

参議院内閣委員会會議録第十五号

(二八三)

昭和四十三年五月七日(火曜日)
午前十時四十七分開会

委員の異動

四月二十六日

四月二十七日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

五月六日

出席者は左のとおり。

委員長 井川 伊平君

理事 石原幹市郎君
八田 一朗君
伊藤 頼道君
山崎 昇君

委員 熊谷太三郎君
菅野 儀作君
山本茂一郎君
前川 昌君
多田 省吾君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

国務大臣

井原 岸高君

田中 龍夫君

補欠選任

岸田 幸雄君
林田悠紀夫君

補欠選任

徳永 正利君

補欠選任

八田 一朗君
山本茂一郎君
菅野 儀作君
高山 恒雄君

補欠選任

八田 一朗君
山本茂一郎君
菅野 儀作君
高山 恒雄君

補欠選任

八田 一朗君
山本茂一郎君
菅野 儀作君
高山 恒雄君

補欠選任

八田 一朗君
山本茂一郎君
菅野 儀作君
高山 恒雄君

補欠選任

八田 一朗君
山本茂一郎君
菅野 儀作君
高山 恒雄君

補欠選任

八田 一朗君
山本茂一郎君
菅野 儀作君
高山 恒雄君

政府委員

総理府総務副長 八木 徹雄君
総理府人事局長 栗山 康平君
総理府恩給局長 矢倉 一郎君

事務局側

常任委員会専門員 相原 桂次君

説明員

総理府恩給局恩給問題審査室長 大屋敷行雄君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠けておりますので、この際、補欠互選を行います。互選は便宜委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(井川伊平君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に八田一朗君を指名いたします。

○委員長(井川伊平君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は去る四月二十五日、衆議院から送付され、付託されました。

提案理由の説明はすでに聴取いたしてあります。なお、衆議院におきましては修正議決されております。

それでは、これより衆議院における修正点の説明を聴取いたします。衆議院議員井原岸高君。

○衆議院議員(井原岸高君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、その要旨を申し上げますと、御承知のとおり、旧満洲国政府等の外国政府職員としての在職期間は、昭和三十六年十月から、また、旧南滿洲鉄道株式会社等の外国特殊法人職員の職員としての在職期間は昭和三十八年十月から、いずれも一定の要件のもとに恩給公務員期間と通算する措置がとられたのであります。しかし、外国政府の職員及び外国特殊法人の職員が、その後恩給公務員となった場合、いわゆる満・日の場合は、日・満あるいは日・満・日の場合と異なり、その職員としての在職期間については、普通恩給最短期限に達するまでを限度として、これを通算することとなっておりますが、今回これを改め、昭和四十四年一月からの制限を撤廃し、その在職期間のすべてを通算することとしたものであります。

本問題につきましては、昨年の恩給法改正に際し、衆参両院の内閣委員会において全会一致をもって附帯決議を行なった関係もあり、衆議院においては、今回の同法改正の機会に措置することゝ認め、自民、社会、民社及び公明の四党共同提案により、この修正を行なうこととしたのであります。

以上が本案修正の趣旨であります。

○委員長(井川伊平君) 以上で趣旨の説明は終わりました。

それでは、これより本案の質疑に入ります。関係当局からの御出席は、八木総理府総務副長官、矢倉恩給局長、大屋敷恩給問題審査室長、以上の方々でございます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○伊藤頼道君 本法案について二、三お伺いしたいと思ひます。

まず順序として、先般提案理由の説明のございましたその趣旨説明について、順を追うてお伺いしたいと思ひますが、今回年額を増額する場合、急激な財政負担を避けるため、こういう理由で、昭和三十一年から年齢の制限をつけておられるわけですが、この年齢制限は恩給の本質からいってどうも不合理ではないか、こういうふうな考えられるわけですか。恩給法に定められておる若年停止の規定について考えてみても、五十五歳以上は一体として増額措置をとることは至当であろうと考えられるわけですか。そこでこの点についてまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) 恩給の年額を改善をいたしてまいります方法として、昨年の改正は、御承知のように恩給審査会の中問答申に基づいて行なつたのであります。その際にいわれる年齢別に三本の改善措置をとっております。それから過去におきましても年齢制限が、ただいま先生御指摘のように付けられておる、こういう点がございします。

年齢制限をつけるということについて、いわゆる年齢が恩給の給与として考えられる筋のものであらうかという点については議論の存するところでございますが、しかし、国費負担の恩給は全額が国庫負担になっておりますので、そのときどきにおける財政事情の影響を受けてまいりますことはやむを得なかつたところかと考えられるわけでございます。しかし、恩給は退職公務員、またはその遺族の適当な生活のささえとなるために給せられるものでございします。従来からの恩給改定においてとつてまいっております者高齢者あるいは傷病者、妻子優遇というふうな線は、ある程度社会政策的にも考えられる余地でございます。で、今回の改善措置におきましても、やはり昨年の年齢別の改善をそのまま踏襲していくというよ

うな一応一貫した考え方に立つておるわけでございます。

○伊藤藤道君　恩給年額の基礎については退職当時の俸給で定める、こう法律で制定しておるわけですが、その後恩給年額等を増額する場合には、年齢を重視して、それによって増額しておるわけです。いま説明もございましたけれども、規定には退職当時の俸給で定めると、そうはつきりしておるわけですが、いま申し上げたように、その後の恩給年額を増額する場合は年齢を重視しておる、こういうことになれば、これは法律の趣旨にもかなわないので、もしそのほうがいいということであるならば、法改正をする必要があるのじゃないか、こういう問題が出てくると思うのです。この点についてはどうお考えですか。

○政府委員 矢倉（一郎君） 恩給年額が退職当時の俸給を基礎として算出されますことは、恩給法の原則でございますが、増額決定に際しまして、受給者の年齢によつてその恩給の基礎俸給を異にしたいとおりますのは、いわゆる高齢者優遇というふうな、ただいま申しましたような社会政策的な配慮というものから、こういう恩給法の基礎を一応維持しつつ、近代的な要請に沿おうとするたててまえをとつてまいっておりますので、その根本はやはりそのまま維持しながら、ある程度の近代化をはかつていくというふうなところから、かようなことに現在推移いたしておるのでございます。

したがって、恩給法の原則に変更を加える必要はないかと考えますので、新しいさような意味においての本質を変えるような立法というものでなく、やはり八十年の歴史をけみしてきておる恩給法のたてまえ上、現状の中においての改善措置としてのあり方が必要な対策ではないかと、かように考えて処置してまいっておるわけでございます。

○伊藤藤道君 私がお伺いしておるのは、退職金
時の俸給で恩給の年額の基礎をきめる、そういう
ことに反対しておるのではなくして、いま説明が
ありましたように、近代的要請にこたえるために

年齢を重視する、そのことがいいとか悪いとかということを言うておるものではなくして、もしそうならば、退職当時の俸給で恩給の年額の基礎はきまれば、それは一つの考え方で、それはそれでいいわけですからけれども、近代の要請にこれえらば、めに年齢を重視したいということであるならば、この法規定の中の何条がそれに適応されるのか。私の言いたい点は、もし年齢を重視するということであれば、そのことが法のどこかに明記されていなければならぬと思うわけです。この点はどうか。

○政府委員(矢倉一郎君) 実は恩給法の原則的な点は、先生のたたいまの御指摘のとおり、一応退職時俸給というものを置いていくということにおいて、は御異存がないということでございますが、ただその原則を維持しながら、たとえば恩給年額につきましても、いろいろな実質価値の維持ということとかなこと、時代の要請に即応して変えていかなければならないわけでありますが、その意味におおきまして、その要請をどういうふうなところで具現していくかという場合に、たとえば仮定俸給を考えますときに、その俸給の立て方として、たとえば老齢者に対しては老齢者に対応する仮定俸給の改善措置を考える。こういうことで、いわゆる法の全体の運用という形で一方できょうな処置をしてまいる、かような取り方を現在まで取り進めてまいっておるわけであります。

○伊藤賢道君 どうもただいまの説明では全面的に納得したい点がありますが、なお今後の問題として研究したいと思います。

そこで、次にお伺いしたいのは、今回の改正案は昨年十月の増額改定率をさらに修正増額するわけになりますか、この場合、昨年十月の一〇%を二〇%、二〇%を二八・五%に、二八・五%を三五%に修正しようとしておりますけれども、この根本理由について説明願いたいと思うのです。

○政府委員(矢倉一郎君) 今回提案をしております恩給法改正によるいわゆる増額改定の問題は、御指摘のとおり、昨年十月の改定をいたしました。

います。これは先生もすでに御承知のように、昨年十一月恩給審議會で中間答申を得まして、その答申に基づいて暫定的な措置として昨年の十月からの改定実施が行なわれているわけでございます。ところで、今回の増額につきましては、特にほろいまい申し上げましたような恩給審議會の中間答申というものがございませんでしたので、そこで、そういう段階でどういうふうな措置をとること

とが適切であろうか、まあこういうふうに見える
した結果、いわゆる物価の上昇というものがその
後の状況として上昇を続けておりますので、いわ
ゆる昨年の改善率だけでは十分に要請を満たし得
ない。そこで、恩給の実質価値維持をなお続け
たいということが必要であると判断いたしました
ところから、ちょうど物価の値上がりが九・三
％ばかりに相なりますので、そこで、おおむね
基準として取り上げました昨年のいわゆる六十五
歳以下の一〇％上げ率を、さらに九・三％に見合
う一〇％に増率を考えていく。そういうことによ
って、年齢的に差をつけておりますので、六十
五歳以上七十歳未満を二八・五に修正し、さらに
一番の高率でありました二八・五％を三五％に修
正していく、かように率を変えたわけでございま
す。

○伊藤藤道君 本改正によりますと、対象人員は約三百九十二万八千人のようでありますが、このうち文官と旧軍人関係の割合はどうなっておりますか、また予算関係についても、これは平年度をとってその割合はどうか、こういうこともこの機会に聞いておきたいと思う。

○政府委員(矢倉一郎君) 今回の対象になる総人員は二百九十四万人でございまして、文官の受給者はそのうち約二十一万人、大体七％に当たる現状でございまして、それから軍人の恩給受給者が約二百七十三万人、これは総受給者の約九三％を占めておるわけでございます。そうしてこれに所要の予算は、平年度化したしますと百四十二億、本年度は三十五億五千万というふうな予定で組んで

おるわけでございます。

○伊藤顯道君 次にお伺いしたいのは、恩給年額の改正等で恩給証書の書きかえになるためか、受給者に対する証書の交付が相当おくられておるといふ声をいつも耳にするわけですが、実態は一体どうなのかということと、この改正案が成立しますと、証書は全部書きかえられることになるわけですか。見通しとしてはそれは大体いつごろになるのか、こういう二問お伺いいたします。

○政府委員(矢倉一郎君) ただいま申し上げましたように、恩給受給者二百九十四万人ということ、非常に膨大な数字の受給者がおいでになるわけでございます。これまでに実は恩給増額で、一年限りで、全員について増額改定を行なったというのは昨年初めてでございます。そこで、私たちは、昨年二百九十四万人の受給者にこの恩給証書を出せるだけ早期にお渡し申し上げなければならぬというのを考えたわけでございます。そこで目標といたしましては、大体本年の二月を一応目標といたしまして、本年三月までには少なくとも受給者の方々のお手に渡るようにということと、非常に短い時期に二百九十四万人の証書づくり、局のあと限りの人間と予算を投入いたしました。その計画がおおむね完了いたしましたので、すでに現在受給者の手元にお渡しを申し上げ、そうして新しい改定に基づいて恩給額を受領いたしておられるような状況でございます。この恩給証書がおくれますというところは、やはり受給者にとって、貴重な権利という点の認識がわれわれにどうしても必要なのでございますから、本年の改正につきましても同様に、実はこういうわれわれの昨年の改正についての経験が一応ございますので、これに沿いつつ、ことしも受給者にできるだけ早期に証書が渡されるようにという努力をしてまいりたいと思っております。

○伊藤顯道君 次にお伺いしたいのは、恩給審議
会が去る三月二十五日に佐藤総理に対して、「恩
給に関する重要事項」として五十四項目にわたる

内容の答申を行なつておるわけでありませう。政府はこの答申を受けて、どのような考え方で受け止められたのか、その要点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(八木徹雄君) たゞたび申し上げておりますように、答申を積極的に尊重するという姿勢でございまして、貴重な答申をいただきましたので、大体のスケジュールをいたしましては、国会終了後、夏場の間に、これに対する態度というものをひとつ明確にするように作業を進めたい、そういう心組みでいま準備しつつあるところであります。

○伊藤道雄君 それではひとつ具体的な問題についてお伺いいたしますが、恩給法の第二条ノ二の調整規定、この面にしほつてお伺いいたします。

答申によりますと、消費者物価が五%以上上昇した場合、これに応じて恩給額を改定するものとす、こういうふうにあるわけですが、しかしながら、物価上昇が五%にならずに、たとえば四%であった、次の年がこれまた五%にならず四・五%ぐらいであった、いまの物価の上昇の状況から見てそういうことはあり得ませんけれども、理論上はこういうことが一応考えられる。こういうような場合はどのように措置をされようと考えておられるのか。

○政府委員(八木徹雄君) 今回の答申の中で一番ポイントは恩給スライドのその点が一番問題になると思ひますが、基本的には物価スライドということになるわけですから、五%以上であれば問題ないが、五%以下であった場合に、もちろんその翌年にいまお話のように四・五%、翌年またさらに四%ということになれば、当然合せて五%以上になるわけですから、それは対象になるわけでありませう。ただ一番問題になりますのは、物価だけで判断するのか、その他二つの要件——公務員給与並びに生活水準というもので勘案する勘案のしかたをどうするかということが、これから問題を解明していく上には一番問題になります。四・五%になればどうするかということ、いま直ち

に答えることはできませんが、ただはっきり言えることは、四・五%であっても、翌年上がれば、その四・五%プラス幾らかということでも五%程度になる、そのときは当然措置する、そのことだけは言えるかと思ひます。

○伊藤道雄君 「経済の成長に伴ひ国民の生活水準が著しく向上した場合」、それと、「消費者物価の上昇に応じて恩給年額の改定を行なつてもなお国家公務員の給与水準と恩給との格差が著しく懸隔している」、かけ離れておる、こういう場合には、これを「ある程度解消することにより調整することが望ましい」、こういう意味の恩給審議会の答申があるわけですが、そこでお伺いするわけですが、ここで言うところの「ある程度解消することにより調整する」、このことはどのようなことをさしているのか、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) 実は、この恩給審議会の答申の中に、非常に明確に、たとえば消費者物価の場合は、「五パーセント以上」というふうに表示しておりますところと、それから、たゞいま御指摘のような恩給と公務員給与とが著しく懸隔した場合、「ある程度」という表現をいたしておるのをごいしますが、そういう意味では、この審議会の答申が明瞭に打ち出しているものと、そうでないものがあるわけでございます。公務員給与を恩給に反映させることにつきましては、答申はこういった表現をいたしておりますわけですが、公務員給与と恩給との程度勘案するかと、いふことにつきましては、恩給受給者に相応した生活内容の改善程度が前提となりますので、この明示をされていない点についての判断が政府側にまかされておるというふうになりますので、これらの点についても、今後十分政府側として検討しなければならぬ点ではなからうかと考えるわけでございます。

○伊藤道雄君 いまの問題と同じように、「ある程度」といふような表現のものがいま一つあるわけですが、それは、調整の基準、言いかえると消費

者物価の上昇とか、国民生活水準の向上、公務員給与の増額等の基準を適用する場合には、その経過措置として、「昭和四十二年十月一日改定前の仮定率」と国家公務員の給与の水準との間の格差について、前述の調整の基準を参照してある程度是正しておくことが必要である、こういう答申を出しておるわけですね。明確な答申もあるけれども、こういう政府に一任したような形での答申もある、という説明があったわけですが、この点についてもいかなる程度をさしておるのかというところが明確でないわけですね。こういう問題はあちこちにありますので、こういう点についてはどういふ姿勢で臨まれるのか、いま一度お伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) たゞいま御指摘のようないわゆる経過措置として今後調整規定を発動して、公務員給与との非常な格差が出てくるような場合の考え方を明らかにしようとしたわけがございまして、その表現のしかたが、たゞいま御指摘のような、公務員給与の水準と恩給のいわゆる仮定率との格差、それを取り上げつつ、それを、「昭和四十二年十月一日改定前の仮定率」と国家公務員の給与との格差というふうに表示されながら、そのいわゆるスタートにおける表現が、調整基準を、つまりこの恩給審議会が答申として出した「調整の基準を参照してある程度」といふような表現をいたしておるわけでございます。したがつて、先ほど来問題になつておりますような消費者物価を不可欠の要件とする、そういうふうなこの基準のとりつゝ恩給の改定措置を考へていく、こういうことで、多少表現が明確ではございませんが、この点も政府側における十分なこれについての検討を求めようとする趣旨であると考へられますので、このような点については、この調整基準の本旨と、それから年額格差というものをよりどころとして、十分に検討してまいらなければならない、かように考へておるわけでございます。

○伊藤道雄君 次にお伺いしたいのは、現行法によりまして、長期に在職者の恩給年額については、六万円未満の場合は年額六万の恩給が支給されておるわけですが、この最低保障額はいまの経済情勢からいってあまりにも低過ぎるのではないかと、そこで、お伺いしたいのは、これは検討してみ、前向きな姿勢で増額をはかるべきではないかという質問でございますが、この点はいかがお考へですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 長期に在職者の恩給につきまして、いわゆる最低保障額を、昭和四十一年の法律改正によりまして、在職者が普通恩給最短期間以上の方に引き上げまして、その低額恩給を改善するという趣旨で、初めてこれは設けられた規定であつたわけでございます。そのときに六万円という額を一応きめ、そうしてその保障額の新しい措置をとつたわけでございますが、しかし恩給審議会におきまして、この最低保障額について、現状において必ずしも適当でないという一応の線をお出しになつておられます。これは現在の経済的条件の中では、確かに不十分と考えられる点でございますので、今後「公的年金制度における最低保障額を参照してある程度の増額を行なう」ということが審議会の線でもございまして、政府側としても同じ趣旨に基づいて、今後の検討をしてまいりたいと思ひます。

○伊藤道雄君 次にお伺いしたいのは、衆議院の段階で一部修正されておりますので、その点を中心に二、三お伺いしたいと思ひますが、満・日の完全通算については、昭和三十八年、第四十三国会以来、五カ年間にわたつて当委員会において連続、全会一致の附帯決議がつけられ、政府に対してその早期実現を要望してきたところで、政府もそのつど、附帯決議については尊重する旨のいわゆる所信表明があつたわけですが、なかなか思うように実現に至らなかつたところ、今年ようやくこの実施を決定されて、四十三年度予算の要

求も具體的にされたわけですから。与党である自民党としてもその方針で大蔵省と交渉を進めてきた経緯があるわけですが、遺憾ながら、ここでは詳しく申し上げませんが、大蔵省の手違いなどもあつて、本法案に満・日完全通算が織り込まれなかつた結果になつたわけです。かような経緯から予算から落ちたものを、先ほど修正について説明があらましましたように、衆議院で修正、追加されたことになつたわけですが、かういふような経緯から見て、衆議院の段階で修正されたことは、国会の態度としては、これは当然なことであると考へられるわけですが、この点について総理府としてはどのようにお考えですか。長官のお考えをこの機会にお聞きしておきたいと思うわけです。

○国務大臣(田中龍夫君) 衆議院におきます満・日問題につきましては、修正案に対しましては、恩給審議会の答申の次第もございまして、政府といたしましては賛成しがたいという態度を持しております次第であります。

○伊藤顯道君　そうしますと、おかしなことになるわけですね。先ほども申し上げたように、三十八年以來、当委員会だけのことを申し上げても、五カ年間にわたつて附帯決議がしかも全会一致でなされておる。その附帯決議のなされたそのつど、恩給担当のいわゆる大臣が、これを尊重して早期実現したい旨の所信表明があつたわけですね。そうしますと、国会でなされた決議は無視しても、恩給審議会の答申をあくまで尊重しなければならぬ、政府としてはそう考えておるわけですか。

○国務大臣(田中龍夫君) いままでの記録等を見いたしましたけれども、三十九年、参議院で本件が御審議に相なりまして以来、前任の総務長官も、これにつきまして十分考慮いたしますということをお答え申し上げております。でございますが、御案内のとおりに、政府といたしましては、予算編成にあたりまして、この案件が実は政府間の内部の取りまとめの上から申しまして、ことにまた恩給審議会のほうの御答申も、これに対します反対

の見解を持し、さらに予算の編成にあたりましての経緯もこれを除いておった關係から申しまして、政府で御提案を申し上げました分には入っております。おらなかつたことは御承知のとおりであります。さような次第で、政府の原案に対します御意見が出たわけでございます。もちろん、御決議に対しましては、これが御意見を十分尊重はいたしますけれども、政府の当初の原案とは異なるものがございまして、さような次第で、政府といたしましては、これに対します反対の立場をとつておる次第でございます。

○伊藤顯道君 どうもおかしいですね。私がお伺いしておるのは、繰り返し申し上げるように、三十八年、四十三国会から五カ年間連続、全会一致の附帯決議がなされた、そのつど担当大臣は、その附帯決議については尊重いたしますと所信を表明されてきたわけですね。そうしてそれと反対の答申が出たら、国会の決議などはそっちのけにして、答申の趣旨に賛成、だから附帯決議には反対ですとか、それ本心でそんなことを言っておられるのですか。もしそうだとすると、これはゆゆしい問題になりますよ。国会でこんなに時間をかけて審議して、何の意味もないということになる。しかも実質的には約十年間この問題は審議してきた。もう国会の場では十二分に審議を尽くされた。その結果、審議を尽くされた結果、五カ年前から連続附帯決議という形であらわれてきた。それは政府としては問題にしないということに通ずると思うのです。それはどういうことなんでしょうか。いままのような答弁では了解できません。そのつど附帯決議については所信表明されて、尊重いたしますと、はつきり言われている。議事録を見てもらなさい。

○政府委員(矢倉一郎君) 委員長。
○伊藤頭道君 いやいや、恩給局長にはあとで
ゆっくりお伺いいたしますから、長官にまずお伺
いしたい。

○國務大臣(田中龍夫君) 国会の附帯決議につき
ましては、政府としてはこれを従来ともに尊重も

いたしました、今後も当然のことでございます。
ではございますが、今年度の予算の成立過程におきまして、残念ながら皆さま方御決議賜わりましたことが、政府原案の中にこれを実現することができなかったことは、まことに残念であつたのでございます。が、しかしながら、さうな次第で、これを除く恩給の増額の問題を御審議賜わつておるような次第でございます。さうな関係で、政府が御提案申しました原案にはこれは出ておらない。まあこういうふうなことのために、われわれといたしましては、政府の原案につきまして御審議をお願いをいたしておるわけでございます。まして、御修正に相なります場合におきましては、もちろんこれに對しまして、政府といたしましては十分これを服膺してまいる次第でございます。

○伊藤頭道君 どうも了解しがたいですね。先ほど長官、はつきりこの衆議院の段階で修正されたことには反対だと明確に言われたわけですね。その衆議院の段階の修正は、いわゆる五カ年にわたつて連続なされた当委員会における附帯決議——よく聞いてください。長官、衆議院の段階の修正された部分は、当委員会と連続附帯決議が付された、その精神を尊重して、附帯決議の趣旨に基づいて、全会一致でなされた附帯決議を、全会一致で修正したわけですね。しかし、その修正に長官は反対だと先ほど言われたでしょう。そうなること、結局附帯決議を尊重するということがならぬでしょう。附帯決議を尊重するというのであるならば、その附帯決議に基づいてなされた修正は、当然賛成でなければならぬわけですね。そうでしょう。

○國務大臣(田中龍夫君) 衆議院の段階におきましてやほり同じことを申し上げたのでございますが、政府の原案にはこれは入っておりませんが、政府原案を主張いたします政府といたしましては、閣議の決定に従ひまして、政府の見解を求められました際におきまして、反対の意思を表明いたしましたのでございます。でございますが、与

○伊藤頭道君 どうも了解したいですね。先ほど長官、はっきりこの衆議院の段階で修正されたことには反対だと明確に言われたわけですね。その衆議院の段階の修正は、いわゆる五十年にわたつて連続なされた当委員会における附帯決議——よく聞いてくださいよ。長官、衆議院の段階の修正された部分は、当委員会で連続附帯決議が付された、その精神を尊重して、附帯決議の趣旨に基づいて、全会一致でなされた附帯決議を、全会一致で修正したわけですね。しかし、その修正に長官は反対だと先ほど言われたでしょう。そうなると、結局附帯決議を尊重することにはならぬでしょう。附帯決議を尊重するというのであるならば、その附帯決議に基づいてなされた修正は、当然賛成でなければならぬわけですね。そうでしょう。

○国務大臣(田中龍夫君) 衆議院の段階におきましてやはり同じことを申し上げたのでございますが、政府の原案にはこれは入っておりませんが、政府原案を主張いたしまする政府といたしましては、閣議の決定に従いまして、政府の見解を求められました際におきまして、反対の意思を表明いたしましたのでございます。でございますが、与

党はじめ四党の共同修正がございまして、その共同修正に對しましては、もちろん立法院の御意周知に對しまして、これに當然従うわけでございまして、修正を経まして当參議院のほうに回付せられました現時点におきまして、政府の見解はどうかという御質問に對しましては、やはり一応閣議で決定いたしました政府の見解は申し述べる次第でございます。

○伊藤顯道君 賛成が反対か、どっちかを……。

○國務大臣(田中龍夫君) 決定をいたしました曉におきましては、もちろんそのとおりでございますが、御審議の過程におきまして政府の見解をお問いただく場合におきましては、閣議決定の趣旨に従ひまして申し述べるわけでございます。

○伊藤顯道君 ますますわからなくなってくる。

審議の過程では閣議の決定もあり、修正案には反対しておる。きまつてしまつたら、そのところが非常にあいまいもになつてきたわけですね。ただ私がここでお伺いしているのは、長官を責めようなどとはゆめ毛頭考へていないわけです。ただ事態を明確にする必要があるかと思ひます。後ほどお伺いたしますが、新聞などでも――

とが資料を提供したのか、大體わかつてはありますけれども、ここでは言わねことにいたしますが、とにかく政府の原案の中には削られたということとを繰り返して言われますけれども、それはこちらでも承知しておるので、予算を計上して要求したけれども、これははねられた。だから、はねられたから原案にはないわけです。それはよくわかるわけです。そこで問題は、四月の二十日、二十一日の両日にわたって閣議審議会の答申を無視して国会が修正、そういう見出しで一段抜きで非難する意味の記事が出されておったわけです。政府も、これを率直に申し上げますが、非常に氣にしたと見えて、さっそく閣議でこのことが問題になった。そして衆議院の内閣委員会に党のほうから手を回して、何とかこれを差しとめようとしたが、あとの祭りで、そのときは修正案は満場一致で通った、こういう経過があるわけです。もち

ろん、かような資料を提供して、国民に誤解を与えたことは、これははなはだ遺憾であると思うのです。審議会の答申自体が、後ほど詳しく申し上げますが、事実の認識を欠いて、きわめて不十分な結論を出しておるということも、ここで具体的に確認したいと思うわけです。そういう事情から、いま閣議では修正には反対という決定がなされておるので、結局長官のいまのような答弁になったと思う。閣議の決定はあくまでも修正に反対だから、そこで修正には反対だ、特に審議の過程では反対、成立してしまつたらまた態度は変わったようですが、ここでお伺いしたいのは、そういうことになるかと、閣議の決定をあくまで堅持していけば、委員会でなされた附帯決議はどういうことになるかということですね、これは相反していることですから。

○国務大臣(田中龍夫君) 従来ともに同様の案件がたゞくさんございますが、政府が御提案を申し上げました原案に対して修正をいただきます場合におきましては、今回がばかに目立つて特段の処置をいたしたようでございますが、決してそうではございませんで、つまり閣議で反対の決定をいたしましたのは、修正ということが出てくるという動きに対して、政府といたしまして見解を表明したのでございます。これは原案に對する修正の場合におきましては、いつの場合におきましても、一応政府といたしましては反対の意思を表明いたす慣行に相なつておることはどうぞ御了承願います。

○伊藤道雄君 最後のことはちよつと聞き捨てならぬです。修正が出ると必ず反対する慣例になつてゐる、内容のいかんにかかわらず修正が出れば反対するんですか。そうすると国会の審議は全く意味がないわけですね。内容によつては反対されるものもありましようし、内容によつては賛成されるんだというのもあり得るわけです。いままで衆参国会の場で修正は何回もなされてゐるわけです。ところが、修正が出れば必ず反対の慣行になつておるなどということは、大臣の言うべきこと

とばやないです。そういうことになる国会の審議は全く意味がないんです。もう原案どおり成立か廃案かということになつてしまふんですね。これはゆゆしい問題だと思つた。ただ、恩給のほんの一部分である満・日の通算問題、そんな小さい問題じゃないです、国会全体の審議にかかる重大問題です。これは長官間違ひであらうと思ふんです。そこでこの際はつきりこの点明確に取り消さない、私のほうは取り消さぬほうがいいかもしれせんけれども、そういう意味で、この際明確に取り消しておかないと将来禍根を残しますよ。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま私の発言は明らかに誤りでございまして、取り消します。ただ、政府といたしまして、政府が出しました原案に對するやはりの一つ経過と立場がございまして、修正をいただきます場合には、従来の例に倣ひまして、今回の場合におきましても、一応政府の意見はどうだという御質問に對しては、閣議におきまして、恩給審議会のこれに對する反対の決議もあり、この点に對しては一応反対の意思を申し述べた次第でございます。

○伊藤道雄君 いま言われたことでは、前の間違ひた発言を取り消すことにはならぬ。この場合、恩給法の一部改正の修正案、この場合はこうであつたと言ふなら、ほかの問題を制約しないわけですけれども、先ほど長官は、原案に對して修正が出た場合に、閣議ではこれに反対する慣例になつておると、はつきり言われたわけですね。そうすると、今回の場合はと限定されていへば、閣議が反対されたことは私も承知しておるわけです。だから問題はないわけですから、従来の慣例では、原案に對して修正が出ると閣議はいつも反対する慣例になつておると、そう明確に言われたわけですね。あとで議事録をらんになればわかります。そういうばかげたことはないわけです。衆参両院の各委員会で修正がなされた場合に、閣議では必ず反対してはいないわけですね。内

容を十分検討されて、政府として受け入れられるものは、その部分で修正が成り立っているわけですね。もちろん、今回の場合のように反対の場合もあるし、賛成の場合もある。必ず反対というところが慣例になつておると明確に言われたから、それで問題にしているわけですね。国会の審議は意味はないわけですね。したがって、いままでの発言では、重大な誤りが訂正されてないわけですね。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま私が申し上げましたごとくに、それが例になつておるといふことは、私の申し上げましたことは誤りでございまして、どうか取り消させていただきます。今回の場合におきましては、特に恩給審議會は、政府がこれを設置いたしましたので、その審議を求めたのでございまして、当然これを尊重いたします立場に立つておるものでございまして、なお、修正案につきましては、その修正の内容、その他の諸事情を勘案いたしまして、事情やむを得ない、または賛成いたしたい等の意見を述べたわけでございます。さういふ意味におきまして、今回の場合、政府といたしましては賛成いたしたいという意見を申し述べた次第でございます。この点どうぞ御了承願います。

○伊藤道雄君 今回の場合は閣議で修正案に對して反対であつた。そういま言われましたから、そのことならよくわかる。しかしそのことは、政府としては、従来、繰り返し申し上げるやうに、国会における附帯決議は尊重する、はつきりと所信を明確にされてきたわけですね。ところが、この場合は、修正というものは、大体附帯決議の精神に沿つてきた修正ですから、その修正に反対ということは、附帯決議にも反するわけですね。閣議決定は、そのところはどうかということになつてゐるのかと先ほどからお伺ひしてゐるわけですね。

ども、都合の悪いところは、いままで実施してきてないわけですね。最も大きな構想で答申がなされた臨時行政調査会の答申についても、もうそれからだいぶ年数がたちますけれども、いまだにはかばかしくいかなないわけですね。各省庁がなわ張り根性で、なかなか答申の趣旨に沿おうとしなない。今度も恩給審議會が答申を出されたわけですね。政府は前々大蔵省を主体にして、財政硬直化を理由に、わずか七千ばかりの額が財政硬直化の理由にならうとは思へられませんでした。そこへちやうど新聞記事が出たので、これ幸いにも閣議でこれを反対と決議を出しておる。そういう経緯になつたかと思ふのですが、いづれにしてもこの問題をこつて長追ひしても、結局これ以上は時間の制約もございましてからやめておきますが、とにかく、国会で出された附帯決議は尊重すべきではないのですか。この点に問題を切りかえてお伺ひしますが、さうだとすると、今度の修正は当然尊重しなければならぬことになるわけですね。

修正に附帯決議の精神に沿つた——附帯決議の精神に反する修正ならこれは別ですよ。政府は附帯決議は尊重する、修正案は附帯決議の精神にのつとめてきた修正だから、附帯決議を尊重するから、その附帯決議の趣旨に沿つてきた修正案、これまた当然尊重しなければならぬわけですね。そのところはどうかお考えになりますか。

○国務大臣(田中龍夫君) 仰せられるまでもなく、附帯決議は従来ともに尊重いたします方針には変わりございませんし、その附帯決議によりまして修正をなさばしめた姿におきましては、もちろん政府といたしましては、それに対しては、誠実にこれを尊重し実施いたします。

○伊藤道雄君 そうしますと、恩給担当の総務長官としては、結局、附帯決議は尊重する、附帯決議の精神に基づいてきた修正案も尊重する。さうしますと、閣議では反対しておるわけでありま

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま申し上げまし

たのは、その附帯決議によりまして出されました修正案によりまして、それが通過いたしました際におきましては、この修正に対してこれを尊重いたし実施をいたしますということを申し上げました。

○伊藤嘉麿道君　そうしますと、閣議では審議の過程において反対を表明してきたけれども、事、満場一致で修正案が可決した、その可決した修正案には賛成される、そういう意味において理解していいですか。

○国務大臣(田中龍夫君) そのとおりでございます。

○伊藤藤道君　そこで問題はここまで入ってまいりますと、この機会に満・日通算についての恩給給付審議会の答申に対する見方をはっきりさせておく必要があるかと思うのであります。相当誤解もあるようでありますので、この機会にこの点を明確にしたいと思う。

まず、お伺いしたいのは、本年三月二十五日の恩給審議会答申を見ますと、この関係の分野では、「外国政府職員または外国特殊法人職員としての在職期間の通算に関する問題」について、「外国政府職員または外国特殊法人職員から公務員となった者について、その職員期間を普通恩給法について最短恩給年限に達するまでを限度として通算することとしているのは、終戦という特殊事情を考慮してとられた特例措置であるので、その制限を廃止することは適当でない」、こういう意見を述べて、満・日ケースの者の恩給通算に反対の意向を示しているわけです。これは言うまでもなく、そういう意味では、しかしながら審議会の理論は、よく検討いたしますと、日・満・日とかかあるいは日・満・満・日のいずれのケースにも平等公平に適用するべきであることは当然だと思ふののですね。そういう考え方が正しいというならば、この戦時という特殊事情はすべてに適用されなければならぬ。ここで満・日のケースだけにこれを、終戦という特殊条件を満・日のケースだけに通用しておるということになるわけで、きわめて

不適当であらうと思うわけ」です。で、現行法では、日・満・日とか日・満を完全に通算していることを審議会は事前に了解しておったのかどうか、そういう疑問すら出てくるわけです。もしこの論法でいくと、現行法の日・満・日とか日・満の完全通算は、審議会の答申からいうと違法だということになるわけです。現行法が違法だということになると、趣旨にかなわぬということになると、これは大きな問題とならうかと思うのです。まずこの点から、どういうふうに総理府としてはお考えか、お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(田中龍夫君) 審議会の審議の経過等につきましては、担当の局長からお答えいたします。

○政府委員(矢倉一郎君) 御指摘の点につきましては、非常にこの答申の文言が単純になっておりますので、その意味においてもいろいろな御議論がおそらく出るのではなからうかという感じが私はいいたしておるわけでございますが、恩給審議会の審議経過の中では、いま御指摘のございましたような、いわゆる日・満・日あるいは日・満というものについての完全通算が行なわれているといふことを十分に説明をいたしております。また、それととの比較において満・日というものをどのようように考えるべきかという点が課題になりますので、満・日につきまして、恩給としては最短期限まで承認をするという措置をとられた経緯等も実はこの中でわれわれ事務局としては説明を十分いたしたてまいったつもりであります、その中で考えて方をお出しになりましたのは、確かに御指摘のように、日・満・日と日・満も、終戦に伴う特殊事情であることは御説のとおりでございます。ただ、その特殊事情というもので措置されているものには、おのずから、御承知のような、いわゆる満・日ケースとして取り上げられる満州国政府、満鉄等の場合、あるいはその他特殊法人、これと特殊機関との格差もございましてところは御承知のとおりでございます。したがって、そういう

特殊事情の中で解決をいたします方法としてはそれなりに一つの特徴を持つであらうということ、を前提としつつ、この満・日ケースについては、現状の解決程度が適当であるという判断のもとに、このような制限廃止という課題として取り上げたときに、適当でないという答えをされたようでございます。

○伊藤露道君　日・満・日と日・満の完全通算は適當であつて、満・日の場合はその完全通算は不適當である。それであるならば、明確に具体的にその根拠は一体何かという問題が当然出てくるわけです。この文面にあるように、何ら具体的に根拠は示していないわけです。そういう論法からいふと、日・満・日・満の在職期間と満・日の在職期間とで、どこでどういふ差があるのか、ごういふ問題も出てくるわけです。同一個所に同時に

同一条件で勤務している者に對して、処遇上の差別をつける根拠はどこにもないと思うのです。こういう問題も、もう過去から繰り返し繰り返し論議されてきたことで、多くを申し上げませんが、ここではっきりと具體的な根拠を示されておれば、いい悪いは別として、また論点も別になるわけですから、いいけれども、この答申の文面を見ても、何ら根拠がないわけですね。ただ、いま局長の御説明があつたように、終戦という特殊事情ということでは、これは日・満とか日・満・日であらうと、満日であらうと、何ら終戦という特殊事情下の問題日であるということは何人も差別はつけられぬわけですね。しかも、満州国とかあるいは滿鉄等、これは政府機関そのものではないけれども、政府の代行機関であるという論議についても、過去繰り返し繰り返し論議されてきて、政府としても、政府そのものとは言いがたいけれども、政府の代行機関であるということについては認めてきたわけですね。さればこそ、満・日の通算もこの機会にこそということで、附帯決議の精神を尊重して、政府は一応誠意を示して予算要求はしたわけです。ただ、削られたから原案には残らなかつたわけですね。

そういう文締稿もあるわけで、したかつて、そういう問題は過去に十分言い尽くされてきておるわけですね。したがって、もし恩給審議会が確信を持って答申出来るなら、具体的な根拠を示されるべきである。何ら根拠を示していない。しかも、いま申し上げように、同一勤務条件で同一個所に、日・満・日の満州国も、満・日の満州国も、満鉄等あるいは満州国等は、繰り返し申し上げたように、政府機関そのものとは言いがたいけれども、政府の代行機関として政府も認めてきておるわけですね。この論拠はいままであげてきたわけですね。それでようやく了解されて、いま申し上げた予算要求の段階にまでなつたわけです。どうもこのところは了解しがたい一つの問題だと思ふのです。この点どのようにお考えですか。

（政府委員〔矢倉一雄〕）伊藤先生 これまでの実はこの当内閣委員会である満鉄の性格あるいは満州国政府等の性格についてお述べいただき、私たち政府側としても、これまでこれらの外国政府機関についての見解を申し上げてまいりました。その中で、先生の年来の御主張に對ししました。当内閣委員会では、十分に検討をいたして見ますというお答えをしております。したがって、これらの性格論についてはほとんど議論が尽きておりますので、もう私も繰り返し申さないほうがよからうかと存じますので、性格論については、旧来の政府側の申し上げたような線と理解が、變わっておらないわけですが、そこで私たちといたしましては、附帯決議にもございますし、幸いにして恩給審議会が設置されましたこととでございますので、そこで恩給審議会の御答申を待つ措置が政府としては適切ではなからうかというところで、この問題に對しての答えを得ようとしたしたわけでございますが、この答えは、旧来の経緯を十分に承知した上で、審議会といたしましては、こういう特殊事情下に置かれた措置が恩給の一つの課題であるということを、この審議会答申の前文にもうたっております。したがって

で、いわゆる恩給法の対象になる問題として問題を拾い出してみると、終戦という特殊事情に基づいて各種の恩給的措置を要する問題が出てまいった。それらの問題が、結局今日まで各種の問題があるいは懸案事項として、今日までの問題提供がなされているのだという認識のもとに、そこから出発いたしまして、実はこの満・日その他の、いわゆるいま申しました終戦に伴う諸案件についての答えを、それぞれについての答え方として出してきておるわけですが、その意味からいいますと、御指摘のように、本満・日の問題についての答えがやや不明確である、論拠が明確に示されていないという御指摘はごもっともでございますが、しかし、その審議会の経過の中では、問題意識をさような点からとらえて、そこで終戦に伴う諸措置というものを一つの均衡的な立場で問題の取り上げ方をしていた、こういうふうなところからかような結論を出されたわけでございます。まして、年来先生の御主張の点については、審議会において、私のほうから十分御説明を申し上げてまいりましたところでございます。

○伊藤道雄君 いまお伺いしたのはほんの一端で、幾つかの根拠を以下申し上げたいと思うのですが、昭和十八年法律第七十八号は「外国政府職員トシテ在職シタル後二年以上外国政府職員トシテ在職シタルモノ公務員トシテ再就職シ其ノ後一年以上在職シタル場合ニ於テハ其ノ外国政府職員トシテ在職年月数ハ通算ス」という取り決めがなされておるわけですが、法律第七十八号で、この規定は外国政府職員に適用されないものであって、外国特殊法人職員には適用されない。そこでお伺いしたいのは、したがって、外国特殊法人職員であった日・満・日とか日・満の者の完全通算の根拠は、この法律第七十八号によるものではなくして、その特殊法人の本質が、その形式にかんにかかわらず、国家の機関そのものとは言いながら、国家の代行機関であるということと、従来政府自体が、その法人及び職員を種々の点から国家機関及び公務員と同様に扱ってきた事

実がこういう結果になったと思うのです。そう理解しないとこれは解釈がつかぬわけですね。したがって、日・満・日とか日・満の完全通算のことが、その根拠である理解せざるを得ないので、この点については局長もよく御承知のように、もうその問題は繰り返し論議尽くされてきておるのでも多くを申しませんが、このことについて恩給局長としては、どのようにお考えになっていきますか。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに立法経過をたどりますと、いわゆる外国政府という形で取り上げられた、それが戦後いろいろな、先ほど申し上げましたようないわゆる特殊事情が発生した。そこでどういふふうな問題を処理すべきかということ、で、外国政府と、それに類型を同じくするような外国特殊法人につきましても必要な措置をとるべき特異な事情というものの発生、これにたいする意味におきましては、いわゆる日本政府側から満州国政府あるいは満鉄等においてになった方々、これについては、すでに論議が繰り返されてまいりましたような経緯等もございまして、そこで日・満・日、日・満については完全通算ということとで措置をされたわけでございます。この点が、一方で満鉄、満州国政府を、そういうふうな見方をしたところ、一つの性格的には日本政府のもの、あるいは日本政府機関そのものと見られる可能性のあるじやないかというところ、満・日の問題というものの完全通算の課題が提起されてきているというふうな承知をいたしたのでございまして、そういう点から、ここに御主張の点はそれなりに、いま申しました日・満・日、日・満の中における満の考え方についてのお考え方として御主張があるところでございますが、ただ、これまでの措置をとってまいりました経緯を考えると、満・日については、その立場の御主張よりも、むしろ考え方としては、これを考える場合のいわゆる満の問題というのは、この立法の経緯をすでに御承知のように、たとえば人事管理上の要請ということを繰り返し政府側で御説明申し上げ

ておりますようなところから、こういふところから若干の格差が出るのやむを得ないという答え方で旧来は扱ってまいりましたわけでございます。しかし、これについては国会でる問題の討議がなされておりましたので、したがって、こういう経緯を承知の上で、政府側としては審議会に、懸案事項として提起されている諸課題すべてを実は提案をいたしましたので、この答えの出方が、やはり政府側としての考え方の一つの筋道をつくるのにはなからうか、かように考えてまいりましたところでございます。

○伊藤道雄君 なおお伺いしますが、審議会は、普通恩給権を得て外国政府職員等となった者の通算に関する問題については、「外国政府職員等となる前に普通恩給権を有していたかどうかによって通算上差別して考えることは適當でない」というの要件を廃止すべきである。、こういう意見を述べておるわけですが、総理府並びに恩給局は、從來このことを有力な根拠にして、日・満・日は完全通算してしかるべきではないという有力な根拠にしてきたわけですね。この点はもうはっきりしておるわけですが、外国の特殊法人に行く前に恩給公務員であったかどうかということ、特に歴代の総務長官は明確にこのことを言ってこられたわけですが、ところが、今度の恩給審議会の答申を見ると、「通算上差別して考えることは適當でない」と、この要件を廃止すべきである。、こういう意見を得ておるわけですね。その根拠とするところは、人事管理上の必要ならば、すでに普通恩給権を得ている者に対してさらに加算する必要はないではないか、こういう根拠がここにあるわけですが、その機関を国家機関と同様に扱おうのは、本質上適當であるとの審議会の意見であると考え、よりほかに考えようがないわけですが、そうだとすると、満・日通算について同一理念に立つて措置すべきが理の当然だと思ふのです。その問題についてはどういふふうな考えておられますか。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに先生のようなお考え方、あるいはこういう審議会の答申の読み方としてごもっともな点ではございますが、しかし、ここで考えてまいりました審議会の趣旨というのは、実は満・日ケースとして完全通算をするかどうかという問題と、それから普通恩給権を得た者についてのその後の恩給通算をどうするかという問題につきましては、これはそれなりに普通恩給権を有している者を、たとえば満州国政府あるいは満鉄等に一度振り込まれた場合、これは恩給をすでに受給中ではございましたので、そこで政府側としては旧来は恩給権をすでに得ている者については、その後の通算をしないのが適切であるという判断で旧来措置をしてまいりましたのであります。が、しかし通算を考えますときに、こういふ普通恩給権を得ているということによるだけで、その後の通算という点については得られないというところは、まあこの点については、いわゆる日・満的な考え方にむしろ近いという考え方に相なりまして、また、その恩給を受給した者については、通算を認めることによって、それをすでに得ている金についてはこれを差し引くという措置によつてこの合理化をはかっていく、かようなところから本審議会の答申の趣旨があったやうなところでございます。

○伊藤道雄君 いま申し上げたような論旨に従うと、この満・日のものについても、日・満と日・満・日のものと、ほとんど同時に同一個所に同一勤務条件で勤務しておるわけですね。そのいわゆる同一労働条件の同一賃金というところは、どこかたが考えても理の当然だと思ふのですが、にもかかわらず、満・日のケースの場合は、日・満とか日・満・日のそれに比較して二分の一とか三分の一の程度にしかならないわけですね。こういう事実もあるわけですね。そういう同一労働条件の同一賃金という大原則にも反するので、そこで現行法との不均衡は正で何とかこれを均衡をとってほしいといふ、そういうことが満・日のケースに該当する人々の、主として多くの方は国鉄に勤務しておると思ふのですが、そういう方々の長い間の

熱意ある要求はここにあるわけですね。現行法との不均衡は正です。同じ満州国あるいは満鉄等に同一条件で同一年限つとめて、それで二分の一、三分の一にしかならぬというのは、きわめて不均衡です。政治の要諦はいつも申し上げるように、貧しきを憂えず、そのひとしからざるを憂うと、これが政治の要諦であると思うのです。そういう観点から、やはり均衡を保つということとは、きわめて政治上、為政者のもつて心すべき点であらうと思うのですが、不均衡があつてはならぬ不公平があつてはならぬ、不公平はなくすべきだ、こういう観点から長い間この問題を課題として取り組んできたわけですね。そういう意味合いからいふと、同一労働条件の同一賃金という点からいふと、この点ははるかにはずれてしまふわけですね。この点はいかがお考えですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 実際の問題として、現実に勤務をしておられる実態からすれば、御指摘のとおり同じ労働条件というふうなことでございまして、しかし、この点につきましても、やはりそれなりに一つの均衡のとりの方があるわけであらうと存じますが、ただいまの御指摘の職員間の二分の一、三分の一というものは、おそらく退職手当の関係についての問題かと存じますが、恩給法上の通算については、そのような措置がないわけではございません。

○伊藤道雄君 この点を要約すると、問題のポイントは現行法の不均衡は正にあるのであつて、審議会の答申は問題の核心をさらしておるわけですね。また問題のポイントをたえていないわけですね。この答申を見ても何ら具体的に根拠を示していない。満・日通算に関する審議会の答申は、その審議会自体の他の答申の趣旨からいって、こうすれば理解できるわけですね。外国政府職員等となる前に公務員であつたかどうかによつて通算上差別して考えることは適当でない、ここまでは恩給審議会が答申しておるわけですから、その趣旨でいくと適当でないといつておられますから、適当でないのこの制限を廃止すべきであらう。

る、そういうならよくわかるわけですね。ところがこの制限を廃止することは適当でないといつて、というところを要約すれば、この審議会の答申は満・日の通算問題と、普通恩給権を得て外国政府職員となつた場合との間の基本理念に非常に矛盾がある、こう指摘せざるを得ないわけですね。

いま申し上げた点で私の言う意味は御理解いただけたかと思うのですが、恩給審議会自体が、外国へ行く前に恩給公務員であつたかどうかということと差別をつけることは適当でないといつておるのですから、それを推し進めていけば、日・満とか日・満・日は、渡る前に恩給公務員であつた、しかし、満・日は、渡る前に恩給公務員でなかつた、それは明確に差別があるわけですね。しかし、恩給審議会の答申では、そういうものの差別をつけるべきでないといつておるわけですね。差別をつけざるべきでないからその差別を撤回しろといふなら筋がよく通つて、ところがその結論だけは違ふんですね、矛盾しているんです。差別を付すべきではないから、その差別を廃止することとが適当でない、こういう論旨になるわけなんです。したがつて、他にもございしますけれども、こういう基本理念からいって、この審議会の答申は矛盾がある、こういう点ではっきり指摘できるわけですね。こういう点はいかがお考えですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 先生の御指摘になつております。満・日の表現というのは、非常に微妙な表現をしておりますので、その意味ではいろいろ御理解のなされ方があらうかと存じます。が、実は審議会といたしまして論議を進めてまゐつた経緯というもの、私が事務局として見ておるに、これは、一つは恩給問題を解決するのには、できるだけ合理性をねらつて解決していくということが一つございします。それから一つの問題は、いま申し上げました終戦という特殊事情に基づく問題につきましても、必ずしも合理性を十分追求できない課題であるかもしれないという印象もあつたようにございします。した

がつて、そこから見ていきます場合には、おのづから均衡の問題が非常に大きく出てまいりまして、一方の満・日の問題は、人事管理上の要諦と、一方の政府側がとつてきたその措置というもので、一応問題の解決が得られてゐる。したがつて、そういう点からいいますと、後ほど御指摘になりました、この人たちがそれで一応終止符を打たれるかどうになつておるという点については、やはり実際に日・満等で認めてきたような、そういう趣旨からすると、均衡的にはむしろ通算措置を認めたほうがよろう、こういうふうなことが審議会として出されたように思ふのでございします。そうして、こういった審議会の趣旨は、その職員となるために公務員を退職して、これらの線を引きつてまいらう、こういうところに実はこの後ほどの問題については明確な線が引けるのだといふ判断がついたように私たちは聞いたわけでございます。

○伊藤道雄君 なお、この答申を見ますと、政府の、これは全体として考えられることですが、答申は大体政府の諮問にこたへるの、これは当然であつて、そういうことをしている、これは、国会はまた国会独自の立場で、審議会とは直接何ら関係ないわけですね。国会は国会としての使命がありますから、その使命を果たすために慎重に審議すればいいわけですね。おのづから審議会、政府との関係と、審議会、国会の関係については、そういうことははっきり言えると思うのです。そこで、現に本件については、当委員会は、審議会の答申は最近出たわけですが、先ほどおるの申し上げましたように、本件について約十年間審議が積み重ねられ、その結果、その審議の結果、事態が明確になつてきて、五年前から附帯決議がなされた、こういう事実があるわけですね。そこで、附帯決議がついて、その附帯決議については早期実現を強く政府に要望する。これを受けて止めた政府は、附帯決議の趣旨を尊重して懸命に

その実現につとめます、そういう意味の所信表明がそのつどあつたわけですね。こういう経緯は、先ほどの恩給局長の答弁では、こういうことは行つて詳しく説明しておる、そういう国会の経緯ですね。あるいはまた、いろいろな審議会に対する恩給局としての恩給に対するいろいろな資料、そういうものも相伴つて十分にやつてきた。恩給局長はそういう国会の経緯を知つておつて、なおかつこの恩給審議会の答申を無視したといふふうになつておられますけれども、国会の立場からいふと、国会は十年も前からやつてきて、五年前から附帯決議をつけて、政府も尊重するといつておる。こういうことに対して、審議会が国会の意思を無視して、そういう答申を出したといふことも逆に言えるわけですね。理論上言えるでしょう、そういうことは、むしろそういう考えが出てくるわけですね。恩給審議会は最近やつとやつただけですけれども、当委員会では、事このことに関する限り、もう十年近いわけですね。ただやつたといふだけではなくて、その審議の積み重ねの結果、五年前から、繰返し申し上げるように、附帯決議が連続なされておる。しかも、これは全会一致なんです。全会一致附帯決議がなされておる。政府も尊重する。こういう経緯を審議会がほんとうに理解しておつたら、もう少し慎重な答申があつてしかるべきだと思ふのです。

結論から申しますと、審議会こそ国会の意思を無視してこういう答申を出しておる、逆にいふと、こういうことが言えるわけですね。それはそのため、こういう根拠を明確に掘り下げる必要があるうかと思つて、いまそういう観点から掘り下げた質問を行つておるわけなんです。したがつて、この点について、一体政府としてはどのようにお考えなのか、こういうことをこの機会にお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) ただいまの申し上げましたように、恩給審議会に對しましては、当委

員会のため重なる御主張の点については十分に説明をいたしたわけでございます。その点が恩給審議会が国会無視ということになりはしないかと、こういうことでございますが、立法院としてのお考えはこのとおりであるということ、私たちのほうではやはり明確にしていくながわかれの義務であったと考えましたので、政府側としての、いわゆる事務当局としての説明のしかたは、立法院での御議論の経過を十分に申し上げたつもりでございます。ただ審議会は、御承知のように、行政府からの委嘱をいたしました審議委員による審議会でございますので、そこで問題の各種のあり方というものは、どういうふうに考えるべきであらうかということで恩給審議会に答申を求め、政府側の諮問は、実は恩給についていろいろな課題が出ておるし、恩給もいろいろな変化の中で問題を考えてみなければならぬというふうな条件がございましたので、そこで、そういうふうな点について十分な御審議を得たいというふうな、いわゆる恩給についての重要事項についての御審議を求めるといふことに相なりましたところから、立法院からの問題としては、いま申し上げましたように、附帯決議のございました点やら、審議経過の中での問題点を御説明を申し上げました。これはいわゆる審議会の判断をいたすときの重要なきめ手になるであらうと考えたからでございます。

そこで審議会は、行政府からの諮問を受けておるといふ立場から、そういうことを含みとして、いわゆる立法院に対してそういうふうな異論を申し上げるという趣旨ではなくて、恩給本来的なあり方としてはどう考えるべきであらうかというふうな点、そこに、いわゆる終戦という特殊事情に基づく困難な問題の解決点はこのようになことであるということで答申があったわけでございます。ただし、先生のおっしゃるとおり、きょうの問題であつただけに、もっと詳細な理由をあげてということについては、先生のお説のとおりではなからうかと考えるのであります。

○伊藤道雄 大蔵省に非常に関連があるのでお伺いしたいと思いますが、いよいよ大蔵省のこを申し上げるのは心ないもので、これはあとに回して、次にお伺いしたいのは、いま国鉄では企業合理化のために五万人の大規模整理を実施するだろうと思うわけですが、現行法では、満・日の人の退職金は月約一万四千円ないし一万五千円程度のものが非常に多いわけです。同一条件のいわゆる日・満・日の人の、先ほども申し上げましたが、二分の一から約三分の一の程度。強制的に定年退職を強行することもならないので、国鉄としては本年三月の整理を六月まで延期して、一日も早く国会で修正することを待望してきただけです。そういう経緯があるわけです。

国会でこのような実情に即して、緊急を要する事態に対応するために、長年の附帯決議に従って衆議院の段階で修正したことは、きわめて当然なことであると私も確信するわけです。こういうふうな経緯があまりありのままに伝わっていない、そういうふうなことがあるわけですね。そういうことから、ああいうような、いわゆる審議会の答申を無視してというような表現が出てくるのであらうかと思うのですが、この点はいかがですか、どうお考えですか。

○国務大臣(田中龍夫) 伊藤先生のおっしゃるように、満・日の関係で国鉄に参りました方々は、ちょうど定年退職の時期になっておりましたので、こういう方々に対しては、ほんとうに同僚でありながら、満・日が通算されないというだけで非常にハンディキャップがあるわけでありまして、私もよくその点は承知いたしておる次第でございます。ただ、ここにいまの恩給法上の問題と、退職の手当の問題とは若干の理論構成が異なつてまいるとは存じますが、恩給の上から申しましても、特にそういうふうな退職の時期になりまして、これが本法の通過ができますまで、退職を延ばしたりしておる方々がたくさんございまして、これはよく承知いたしております。

○伊藤道雄 一点だけお伺いして午前部の部を終

わることにはしたいと思います。

以上、いろいろな角度からお伺いしてまいりましたけれども、以上私がお伺いしたことを、これを要約すると、こういうことにならうと思うので、満・日通算の問題は、現行法である日・満・日とか日・満との不均衡は正であつて、この間、先ほど来申し上げておるように、長い間審議を続けてきて、この審議の結果、五カ年連続全会一致の附帯決議がなされている。そういう結果、この附帯決議に対して政府も尊重する旨の所信を表明してきたわけですね。そうして本年に入つてようやく政府もこれを具体化しようとして予算要求をした。しかしながら大蔵省の理不尽な扱いで、結局本年度予算から除外されてしまった。その後審議院の答申が出たわけですね。しかしながら、衆議院の段階では、附帯決議の趣旨に従つて全会一致で修正したと、こういうことが結論的に言えると思うのです。こういう経緯をいままでたどってきたと、そういう趣旨だから、これを要約すると、こういうふうな修正をしたということは、あくまでも附帯決議の趣旨を尊重したということとで、答申の趣旨を無視したということにはならないと思う。しかし、そういう誤解があるので、この際この点を明確にするために、以上幾つかの問題について重ねてお伺いしてきたわけなんです。したがって、こういうふうな理解していいのか、総務長官としてはこの点をどういうふうにお考えになるか、最後に一点だけお伺いしておきたいと思う。

○国務大臣(田中龍夫) 政府といたしましては、立法院の御意見に従ひまして、これが立法された時にきましましては、当然のこととは申しませんが、十分その御趣旨を体し、また、これを施策の上に反映してまいるつもりでございます。

○委員長(井川伊平君) 午前はこの程度とし、午後一時三十分再開いたします。

午後零時三十五分休憩

午後一時五十四分開会

○委員長(井川伊平君) これより内閣委員会を再開いたします。

午前に引き続き、恩給法等の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。関係当局からの御出席は、田中総理府総務長官、栗山人事局長、矢倉恩給局長、大屋恩給問題審議室長、以上の方々とでございます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○伊藤道雄 恩給法につきましても、まだ問題、相当残つておるわけですが、本日のところは午前部の部で一応おさめまして、この時間には国家公務員退職手当について、いままで審議してまいりました恩給と関連を持つ三つの点の問題をばつてお伺いしたいと思います。

まず、一般論としてお伺いしたいのは、国家公務員の退職手当については、昭和二十一年七月一日から閣議決定によつて新しい制度として発足したわけですね。その後、二十四年には政令で、大体二十五年に法律をもつて規定されましたけれども、これらはいずれも臨時的措置であつて、恒久的な退職手当の制度、言いかえましますと現行法は昭和二十八年八月一日から施行されておるうかと思ふんですが、現行法は制定後、部分的に改善が加えられてきておりますが、現行法に比較してきわめて不利な点の多かった旧法の実施期間に退職し、現行法施行後再就職した方々とか、あるいは外地から引き揚げ後、職員となつた者の退職手当については、さらに改善を要する点がたくさんあらうかと思ふんですが、こういう一般論に対して、まず順序としてお伺いしておきたいと思ひますが、その改善することについてお考えがあるのかないのか、あるとすればどういうふうにお考えか、その点からお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫) 御指摘のように、制度の切りかえの時期の問題や、あるいはまた地域の関係におきましていろいろと不備な点も多々あると存じます。御指摘のように、こういうふうな欠陥のありますものにつきましては、できるだけ

すみやかに逐次改めていくべきものは改めてまいりたい、かように存じております。

○伊藤道雄君 それでは以下、先ほど申し上げた三つの点について具体的にお伺いしたいと思いますが、外地官署所属職員等であった方々の勤続期間の特例に関する要件を、この際緩和する必要があるのではなからうかと考えられるわけですが、それは、現在国家公務員等退職手当の附則第九項の規定によつて、昭和二十年八月十五日において外地の官署、外国政府、外国特殊法人の職員であつた者で、同日において本邦外にゐたもののうち、昭和二十八年八月一日以後において本邦に帰還した日から三年以内に再び職員となつた場合は、外地官署等の期間は職員としての在職期間に引き続いたものとみなして、これらの期間を通算して退職手当を支給することになつておるうかと思ふのですが、この昭和二十年八月十五日を、政令で定める地域にあつては同年八月八日——ソ連参戦日の前日です、八月八日といふべきではないか、こういうことが当然の結果として考えられるわけですが、その理由とすると、恩給法では、外国政府等の職員として昭和二十年八月八日まで在職し、その後公務員となつた者に恩給の通算を行なつておるわけですが、その根拠は、戦争末期のソ連参戦という事情を考慮に入れてのことだと考えられるわけですが、恩給にさうな八月八日在職云々ということが現に適用されておるわけですから、同じ趣旨から言つて、退職手当も当然八月十五日云々で定める地域については八月八日としてしかるべきだと思ふのです。その点についてどういふふうにお考えか。

○国務大臣(田中龍夫君) 御指摘の点につきまして、人事局長がおりますので、人事局長から、担当者からお答えいたします。

○政府委員(栗山廉平君) ただいま先生の御質問は、退職手当法の附則の第九項かと存じます。この点につきましては、ここに書いてございますように「昭和二十年八月十五日において外地の官署に所属する職員であつた者」あるいは「同日にお

いて外国政府に使用される者であつた者」、こういったような「その他の政令で定める者で同日において本邦外にゐたもの」ということでございまして、そういう本邦外におられた方が、昭和二十八年の八月一日、つまり先ほど先生のおっしゃいましたように、この国家公務員等退職手当法のできた日以後に引き揚げてきたという場合でございまして、先生先刻から御承知のように、恩給の關係におきましては、退職手当と違ひまして、退職手当は御承知のように雇用主が出します一時金でございまして、たとえば二つの勤務をつなげる場合には、それが継続してゐる必要があるわけでございまして、断絶がないという必要があるわけ

でございます。恩給は、年金を出すというたてまえ上、断絶があつても出すことがたてまえになつておるといふ違いがございまして、原則といたしましては、ただいま申しましたように、前後が断絶がなく直ちに繋がつておるといふのが一つの要件になつてゐるわけでございます。ただ、戦争のときの混乱の場合に限りまして、その断絶がありまして、これはやむを得ない特例ということとで、この九項では、昭和二十八年八月一日以後において、つまりこの退職手当法ができたあとに引き揚げてきた方々、相当の断絶期間があるわけでございますが、そういう方でも、間の断絶を断絶と見ないで、引き続いてつなげておるといふふうに見るという、これは特例の規定でございまして、したがって、何といひますか、簡単に申しますと、終戦後の引き揚げ者に当てはめる規定でございまして、十五日というふうな規定がある、かように解釈いたしておるわけでございます。

○伊藤道雄君 私が伺ひをしておる要旨は、恩給については先ほど申し上げたように、二十年八月八日まで在職し、その後引き揚げて公務員となつた者については通算するところであるわけですが、これは先ほども言ったように、ソ連参戦という終戦のいわゆる大混乱を十分考慮に入れた措置であらうと思ひます。当然なことだと考えられるわけ

です。恩給はそうなつておるわけですから、退職手当についても、ソ連参戦という特殊事情を考慮に入れるべきではないか、こういうことが当然出てくると思ひます。これも公平の原則からいって、不均衡じゃないかという点が当然出てくるわけですが、したがって、それよりも先へさかのばれとか、そういうむづかしいことを言つてゐるのじゃなくて、恩給が昭和二十年八月八日に在職したものであれば、この退職手当についても当然八月八日といふべきである、そういうふうにならうと思ひます。

これはいふゆる恩給法についても退職手当についても、ソ連参戦という異常な状態が発生したといふことには変わりはないわけでしょう。そのとり方には、恩給には特殊事情を考慮するけれども、退職手当には特殊事情は全然考慮に入れぬ、そういう不公平な扱ひはなからうと思ふのです。ね、いままではそういう不均衡があつたから、今後どういふ点を、ここで人事局長がすぐそれでは、もういじやうとしようといふことは言えないかと思ふのです。そこで、そういう特殊事情もあるのだから十分前向きに検討して御期待に沿うようにいたしたい、その程度の答弁はできるのじやないですか。ここで、それならいたしますと言ひ切りなさいとは言つていないわけですが、どうですか、この点は。

○政府委員(栗山廉平君) ただいま伊藤先生の御指摘の点は、終戦に伴つてこちらのおへ帰つてこられた方が、また日本政府の職員になられたという場合の問題だろうと思ひますが、先ほどちよつと九項とおっしゃいましたものですから——この九項の規定は、ただいま申し上げましたように、昭和二十八年つまりこの法律ができましたあとに引き揚げてきた方々を指して書いたわけでございます。そこでさつき私ちよつと申し上げたわけでございますが、問題をいまおっしゃいましたような点に焦点を当ててみますと、ちよつともとの規定から申し上げますが、外国政府等の

職員になられた国家公務員に対する退職手当の原則はどうなつておるかとお申上げますと、退職手当におきましては、先ほど申し上げましたように引き続くという、断絶はないというものが原則になつておるわけでございます。これは先ほど申し上げましたように、雇用主側が出す一時金という性格でございまして、それからもう一つは、前の關係とあとの雇用主の關係が一体感があるといふことがもう一つの要件になつてゐるわけでございます。この二つの要件が根本の原則になつてお

りまして、したがって、外国の政府の職員等の問題につきましては、もともと日本政府の職員であつた者が「所屬庁の承認又は勅しう」を受けて外国の職員に、断絶しないで引き続き日本の政府の職員に戻つてくる。こういう場合にそれを加算して考えるというのが原則になつておるわけでございます。その場合に特例といたしまして、先ほど申しましたように、そういう引き続くのが原則でありましたけれども、終戦に伴う混乱、これを救済するといふ点から、断絶がある場合にもそれが引き続いたものとみなすという措置としまして、先ほど申し上げました、この退職手当法ができたあとに引き揚げた方が一つの特例。それからもう一つは、終戦後にこの法律ができましたに内地へ帰つてきて、さらに政府の職員になられた、これは断絶はございしますが、それでも引き続いたものとみなす、この二つの終戦に伴う特例があるわけでございます。

そこで、おっしゃいました日付の点でございしますが、恩給のほうでは八月八日でございますが、こちらのほうでは八月十五日というふうに書いてあるわけでございます。これは政令で書いてございまして、それでこの日が違ふのは、どうもたてまえからいって不均衡ではないかというお話でございますが、従来の運用上の問題といたしまして、大体現実には業務に従事しなかつたという日が明らかでないものが多いわけでございます。現実の運営の取り扱ひは、運用上は昭和二十

すね。生命、財産の脅威にさらされた、そういう異常な事態に面しての問題である。だからその精神は当然取り入れられなければならないと思うんです。まあ総務長官もなお検討するという意味でありますから、この問題だけをさらには追及しませんが、そこでおお伺いをいたしますが、満州とか樺太、北朝鮮、南千島列島等の外地勤務期間中の通算にあたっては、外国政府または外国特殊法人職員であった者については現在、さきに職員あるいは地方公務員として在職し引き続いてこれら外国政府等に就職した者、いわゆる日・満ケースに限ることになっているわけですね。今回これを改めて、このさきに職員として在職し、こういう制限を廃止して、直接これら外国政府等に就職した場合、そういう場合でも、いわゆる満・日ケースですね、その期間を通算すべきではないかと、こういうことは法の公平という立場からすれば当然考えられるわけで、この問題は恩給でも相当長い間論議になったわけでしょう。さきに職員として在職し云々という問題ですね、これは今回の恩給審議会の答申でも、午前申し上げたように、こ

これはそういう渡満前にいわゆる恩給公務員であつたかどうかという事で区別すべきではない、そういう趣旨の答申をしているわけですね。そういう精神からすれば、この精神はとつても退職手当に当然当てはめてしかるべきだと思ふんですが、このことについてのお考えはどうですか。

○政府委員(栗山廉平君) お答え申し上げます。退職手当の性格は、先ほど申し上げましたように雇用主の立場から退職時に出す一時金という性格でございます。したがって、断続はない、継続的だということが一つの要件になっておるわけでございます。しかるに、恩給のような年金をたてまえるとする、退職後にたてまえるとする制度というものは、これは何といひますか、まあ退職後の生活の安定等をも考えておるのだと思ひますが、そういうものと、雇用主がやめた際に一時金を出すというものは、制度のたてまえるが基本的に異つておるといふ点が一つあるかと思ひます。と申しますのは、退職手当はただいま申し上げましたように退職の際に、前の引き続いた期間を一体として支給額を出す基礎にいたしておるわけでございます。したがって、外国政府等の期間の通算にあたりまして、先ほど申し上げましたように、政府の職員であつた者が所屬庁の承認とか勲褒を受けて引き続いて外国に行く、自分の意思だけで行くのではなくて、所屬庁の承認または勲褒を受けて外国の職員等となる、そういうなおかつ引き続いて再び政府職員に戻つてくるといったようなケースにおきまして、この勤務の継続的な一体感というものが認められるわけでございます。そういう場合に限つて通算の対象とされるということに相なつておるわけでございます。

年金としてまあ支給されるたてまえ上、退職手当のような勤務の継続性というものを要件といたしておらないわけでございます。ただいまお話しのような、恩給制度上これから認められようとしておりますような通算措置、そういうものを直ちにこのたてまえの、あるいはその制度の違う退職手当の上におきましても適用するということには、やはり問題があるかというふうに考えるわけでございます。

○伊藤道雄君 どうもそういう点からかぬのですね。特に恩給だから、退職手当だから、その法の精神は、恩給法であらうと退職手当であらうと、平等であつてはならぬと思ふ、原則的にです。そこで、午前の部でお伺ひいたしましたように、恩給については、従来日・満・日を区別しておつたわけでありまして、長年の附帯決議の趣旨で修正になつて、いわゆる満・日についても恩給は、今回の法律が通れば、修正が通れば、当然全面的に通算されることになるわけです。そうだとすると、この退職手当についても、現在は日・満・日といふように限定されておるわけですね。満・日のケースは全く考えられていない。通算されてないわけですね。これは恩給と全く同じ事象であるわけですね。そこで、恩給のこの法の精神を退職手当にも取り入れて、将来これを改正すべきではないかという意見が当然出てくると思ふのです。私がお伺ひしないでも当然出てくると思ふわけです。そこで、恩給の満・日・日のケースのそのものに直接つながる問題であるので、この際お伺ひしておるわけですね。

やはり満・日のケースについてもまるまる通算するといふその趣旨を、なぜ退職手当にはこの精神を取り入れられないかという問題も出てくるわけですね。それは、一方は雇用主が払うので一時金的なもので云々と、恩給は年金だからと、そんなのは拒むも何らの理由にもならないのです。法の精神といふものは、やはりそういうことでなく、法律の名前が違つたらもう適用できないと、そういうものじゃなかつたらもう適用できないと、確かに

に法は全然別個のものですが、恩給と退職手当は、しかし、従来の例でも、恩給の改正の精神を取り入れて、この退職手当に取り入れて改正された面もあるわけですね。過去の経緯から見ると、そういうことで、この恩給法の修正が通れば、当然退職手当にもこの精神は取り入れられてしかるべきだと思ふのです。これはそういう基本問題については総務長官どうお考えですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 伊藤先生の御意見拝聴いたしました。恩給制度と退職手当のこれは二つの制度の性格の相違からくるものではないかと存じます。ひとつ御高見は御意見といたしまして、今後ともひとつ研究をさしていただきたいと思ひます。

○伊藤道雄君 私がこの退職手当についても満・日を認むべきだと、通算を認むべきだと言ふ理由は、いままで申し上げましたが、まとめて言うのと、直接これらの機関に就職した者は、その当時、いづれもその当時の国策に協力して、いわゆる満州国とか満鉄等に入つておる例が多いわけですね。そういうこと、引き揚げ後もきつめて悲惨な状況下に、いわゆるソ連参戦というやうな異常な事態にあって、しかも、外地にあつた、内地の人もずいぶん苦しいと思ひますが、それにまさるとも劣らない悲惨な目にあつておるわけですね。そういう事情もあり、大体は国策に即応して満州国、満鉄に入つておるわけですね。そういう措置がこの当時なされたわけですね。そういうことで、その国策に即応したわけですが、いわゆる恩給公務員として外地に行つたのでないからという論拠もありましようけれども、これは先ほど来申し上げたように、恩給審議会の答申でも、さういふ、さきに恩給公務員であつたか否かというところは区別の対象とすべきでないということをはつきり言つておるわけですね。そういうこと

もあるし、結局、そういう気の毒な方々の援護措置として、やはり国の責任があるかと思ふのです。当然その期間を通算するべきではないかと思ふのです。結局、これも現行法との不均衡是正、退職手当における日・満・日・満・日は通算は認められておるけれども、満・日のケースは認めない。恩給もさうであつたけれども、今回の修正でようやく救われる。退職手当は別にさういう修正——今度法案が出るわけじゃないですか——から、結局、修正案が出るわけでもなく、結局、そのままに放置される、さういふことにならうかと思ふのです。だから私のお伺ひしておるのは、さういふ条理はよくわかるので、今後十分検討したい、さういふ程度の御答弁は当然であると思ひます。そこで総務長官、これはイエスかノーか、はつきり答えてもらいたいというのじゃない。さうでないといふ不公平でしょう。一方は認めて、一方は——恩給と退職手当、性格は違ひますよ、もう言ふまでもない。一方は一時金だし、一方は年金だ。さういふ違いはあるけれども、いわゆる国民に対して均衡のとれた平等な政治を行なうとするのが、政府としてきつめて大事な一つの措置であらうかと思ふのです。いわゆる不均衡、不公平があつたやうな思ふんです。さういふ立場からお伺ひしておるのだから、その意を体して今後前向きに十分検討したいと、それで、ただその場だけの答弁でのがれてしまつて、あとほつたらかしては困るわけ、やはり誠意を持って、ほんとうに文字どおり誠意を持ってこの解決に向きに取り組んでもらいたいと思ふ。さうでない、ちよつと納得しがたいのです。恩給はさうだ、退職手当は性格が違ふからさういふことは受け入れられぬということでは筋が通らぬと思ふ。やはりソ連参戦という悲惨な事態については、恩給でもその精神を取り入れるべきだし、退職手当でも取り入れるべきだと思ふのです。さういふ非常事態です。

○政府委員(栗山廉平君) 繰り返して申し上げたいへん恐縮でございますが、年金の場合には二十年、あるいは恩給が十七年でございまして、さういふ長期間つとめられたという方に対して、退職後あるいは老後のいろいろな生活のめんどうを見るという性格は、これは先生御承知のとおり

職手当における日・満・日・満・日は通算は認められておるけれども、満・日のケースは認めない。恩給もさうであつたけれども、今回の修正でようやく救われる。退職手当は別にさういう修正——今度法案が出るわけじゃないですか——から、結局、修正案が出るわけでもなく、結局、そのままに放置される、さういふことにならうかと思ふのです。だから私のお伺ひしておるのは、さういふ条理はよくわかるので、今後十分検討したい、さういふ程度の御答弁は当然であると思ひます。そこで総務長官、これはイエスかノーか、はつきり答えてもらいたいというのじゃない。さうでないといふ不公平でしょう。一方は認めて、一方は——恩給と退職手当、性格は違ひますよ、もう言ふまでもない。一方は一時金だし、一方は年金だ。さういふ違いはあるけれども、いわゆる国民に対して均衡のとれた平等な政治を行なうとするのが、政府としてきつめて大事な一つの措置であらうかと思ふのです。いわゆる不均衡、不公平があつたやうな思ふんです。さういふ立場からお伺ひしておるのだから、その意を体して今後前向きに十分検討したいと、それで、ただその場だけの答弁でのがれてしまつて、あとほつたらかしては困るわけ、やはり誠意を持って、ほんとうに文字どおり誠意を持ってこの解決に向きに取り組んでもらいたいと思ふ。さうでない、ちよつと納得しがたいのです。恩給はさうだ、退職手当は性格が違ふからさういふことは受け入れられぬということでは筋が通らぬと思ふ。やはりソ連参戦という悲惨な事態については、恩給でもその精神を取り入れるべきだし、退職手当でも取り入れるべきだと思ふのです。さういふ非常事態です。

でございます。それから退職手当につきましては、そういう長い方もおられますけれども、また一年、二年という短い方もあるわけでございまして、この方たちには、先ほど来申し上げておりますように、雇用手の立場から、そのつとめた、短い期間、長い期間いろいろございしますが、要するに、その期間に對しまして雇用手として一時金を差し上げるというので、どうも性格が異なっております。これは先生よく御承知のとおりでございます。したがって、これに對しまして、恩給と同じような取り扱いが普通じゃないかとおっしゃいます。これがひとつお認め願いたいと思ひます。したがって、先ほどから先生おっしゃいましたように、ソ連参戦あるいは終戦に伴ひまして、國民としての引き揚げに際しまして、あるいは引き揚げた後において、いろいろの困難に遭遇されておるといふ方がたくさんあるわけでございします。これに對して一体どうなんだというお考え、あるいはお気持ちがあるわけではございませんか。これにつきましては、昭和三十三年に例の引き揚げ者の給付金、また、十年後の昨年、引き揚げ者の特別交付金といったようなもの、並びに、そのほかいろいろの援護措置といふものが別途とられたような次第でございまして、それこれいろいろ勘案いたしまして、この恩給及び退職手当の性格の相違といたしまして、性格といひますか、そういうたまたま違つたたまたまでございます。この点は、先生よく御承知でございますけれども、これだけはひとつよく私から申し上げたい次第でございます。

○伊藤道雄君 いま、引き揚げてきた気の毒な方々に対してはこれこれの措置をしてきたと。それは何も満・日の人だけに限つてはいたしませんか。いでは、それは日・満だらうと、日・満・日だらうと、満・日だらうと、そんな區別をしていない。引き揚げ者全員に對してそういう措置をとつたわけであつて、満・日というのをなぜ通算しないかという、現行法における不均衡をいまだ追及し

ておるわけですか。したがって、それは是はずれの答弁で、そんなことは答弁にならぬわけですか。そんなことを伺つてゐるわけじゃないんです。そこで、やはり繰返し申し上げますが、とにかくソ連参戦という現地にあつた人は容易でなかつたわけですね。現実に生命の脅威に直面したわけです。内地も同様だと思ひますが、それは内地で苦しむのと、外地で苦しむのと、またひとしおその悲劇は深いと思ふのです。そういう中から、よく引き揚げてきたんだが、さて日本から出ないで、日・満とか日・満・日になつていないので、満・日だったからということ、それだけの理由なんですね。ほかに断わる理由は伺つておるわけですか。だから総務長官にもお伺いしておるわけですか。ここですぐ答弁せぬでもいから、前向きに十分誠意を持つて検討したい、その程度のことではこちらから要請して答へて出すのでなく、自然的に答弁してしかるべきだと思ひます。それは総務長官自體の考へでお答へになるべきです。

○政府委員(栗山康平君) 先ほどから再々申し上げておりますとおり、退職金と申しますのは、やめたときに雇用手の側から出るところの一時金といふ性格を持つてゐるわけでございます。したがって、どうしてこれが途途中に断絶があるかといふ性格があることは御承知のとおりでございます。したがって、過去にさかのぼりまして、断絶のものを、いろいろそのときの条件がおつちやいますようにございしますが、つなぐといふ点をやりまして、場合によつて、一時金の性格が失われまして、いろいろの問題が起きてくるということが考えられるわけでございます。したがって、結局、やはりこれは一時金でございますので、その一時金の性格で、おやめになったときの一時金でケリをつける、こういうことではないかといふと切りがないうような結果にもおちいかねないといふことを申し上げたいと思ひます。

○伊藤道雄君 以上の三つの点をお伺いしてきまして、先生のお気持ちは非常によくわかりますけれども、どうもこれは制度のたまたま上非常に困難な問題ではなからうかといふふうに考へるわけでは

○伊藤道雄君 いま、引き揚げてきた気の毒な方々に対してはこれこれの措置をしてきたと。それは何も満・日の人だけに限つてはいたしませんか。いでは、それは日・満だらうと、日・満・日だらうと、満・日だらうと、そんな區別をしていない。引き揚げ者全員に對してそういう措置をとつたわけであつて、満・日というのをなぜ通算しないかという、現行法における不均衡をいまだ追及し

○伊藤道雄君 以上三つの点をお伺いしてきまして、先生のお気持ちは非常によくわかりますけれども、どうもこれは制度のたまたま上非常に困難な問題ではなからうかといふふうに考へるわけでは

○伊藤道雄君 以上三つの点をお伺いしてきまして、先生のお気持ちは非常によくわかりますけれども、どうもこれは制度のたまたま上非常に困難な問題ではなからうかといふふうに考へるわけでは

ございます。

○伊藤道雄 これは困難であろうとなかろうと、困難であれば、よい誠意を持って、もしそのことが筋が通っている、なるほどという問題であれば、困難であればあるほど、真剣に取り組む必要があるかと思うのです。したがって、制度上の相違というところはかりたてにと言いますけれども、これはなるほど恩給法と退職手当では法のたてまえが違ふわけです、別個な法律ですから、しかし、私が繰り返してお伺いしているように、そういう特殊事情というものをもしある法律に、恩給なら恩給に取り入れようとするれば、その特殊事情は公平に退職手当にも取り入れられなければならない、そういうことを言っているわけですから、そこで、先ほどもお伺いしたように、昭和二十八年七月三十一日以前に退職し、同年八月一日以後再就職したもので国内で適用を受けるものの退職手当の計算の方式は、さきの退職の際退職手当を受けているときは、大体公庫方式によって行なうとか、そういういろいろな方式があるわけですね。こういうことで問題は逐次解決していくのではないかと思うのです、誠意があれば。ただ、たまたまたてまえと云って、それで一点ばりで断わったのでは、あまりにも意味がなさ過ぎると思うのです。この点どうですか。

○政府委員(栗山廉平君) どうもおこたは返すようではないかと思つてございますが、やはりおやめになったときの一時金という退職手当の性格上、先生のおっしゃいますお気持ちはわかりますけれども、どうもこれは困難な問題であるというふうに考えるわけでございます。

○伊藤道雄 以上の三つの問題であわせていろいろお伺いしてきましたけれども、この三つの問題について、この当面の責任者である総務長官としては、一体どうお考えですか。いま人事局長から技術的な面でのいろいろ説明があったわけですから、根本問題としてこの退職手当三つの問題について、こういう点を公平の原則から改正してしるべきではないか、再検討すべきではないかと

いう趣旨の質問をいま続けているわけです。それに対して、その部分部分には総務長官お答えがありましたけれども、これを一括して、こういう問題については、もちろんここで、そういうしなまじやうという答弁はちよつとむずかしいかと思う。そこで、前向きに検討したい、その程度の御答弁はできるかと思いますが、これは誠意の答弁がないと、何時までも繰り返しますよ。誠意を持ってお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) よく事情も拝察できましたので、十分誠意を持ちまして検討させていただきます。

○山本茂一郎君 私は恩給審議会の答申を中心としたしましてお尋ねしたいと、こう思うのであります。

その質問に入るに先立ちまして、簡単にこの答申についての私の所見を申し上げたいと思ひます。

恩給審議会が長い間熱心に、かつ周到に検討を重ねられまして、その間に、恩給関係の各団体の代表者からその要望の詳細を聴取され、さらに全国各地にある恩給受給者の声を直接聞く等、非常な努力を重ねられました。かくて、恩給受給者が多年にわたつて改正を要望しておつた点、これを明らかにされ、その上に立つて、終戦後における日本の経済上の変化、諸般の制度の面的な変化と社会事情の変動等によつて恩給上に生じた広範かつ複雑多岐な不合理、ひずみ等を検討せられ、今後の恩給のあり方につき、それに至るところの道程と一緒に一つの基準を答申せられましたことについて、私は感謝をし敬意を表する次第であります。特に従来、制度の上におきまして待遇をされておりました旧軍人関係の恩給制度について、現在において可能な範囲において適切と考えられる解決策を打ち出されたということに関しまして、私としてはあわせて感謝の意を表するものであります。この答申に従ひまして恩給法が改正せられた場合には、従来に比較いたしまして一段と現在の世の中の情勢に適合した恩給法になるで

あらうと私は判断いたします。以上のような考えでこの答申を私は理解をしているのであります。が、この前提のもとにおいて、以下細部についてお伺いしたいと、こう思ひます。

で、私は、この答申が出ました以上は、これから一番重要な事柄は、これをいかに実行するかという点にせられることは言うまでもないことと考えるのであります。いろいろこの答申そのものは、以上述べましたような私の見解もございしますが、必ずしも万全のものとは存じません。しかし、目下の、これから後のとりあえずの問題は、いかに実行するかという点に私はあると、こう考へるのであります。そういう意味におきましてまず長官にお尋ねしたいと、こう思うのであります。この審議会の答申を政府は今後どういうふうに出置をされるつもりでございしますか。それについて先ほど伊藤委員からも御質問がございましたが、重ねてお伺いしたいと、こう思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) 二年間にわたります審議会の非常に慎重な御審議に對しましては、私も、この結論を得ました以上、これを尊重して、この線に沿つて行政の施策を進めていかなくちゃならぬ。ことに、御承知の、第二条ノ二の調整規定、並びに、いろいろと六十項目等にわたります、非常に各般にわたる御意見、われわれはできる限り逐次実施に移してまいりたい、かように考へております。

○山本茂一郎君 ただいま長官から、答申の趣旨を尊重していくというふうなお答えがあったのでございしますが、これは従来からの一つの形式上というふうにお述べになるのが多くの例だと思ひますが、私は今度の答申は、実行にあたつてはこの答申に基づいてやっていただきたい、こう思うのであります。その理由は、この答申の中には、いろいろと政府において考慮したり、諸般の事情を考へるべき余地を存した答申をしておらぬのでございまして、必ずしも、ほかの答申のように趣旨を尊重する程度でありまして、これが非常にあやふやなものになつてくると思うのであります。

それですから、この答申は基本的なものをお示しになつておるのでございしますから、政府のいろいろな諸般の事情を考へる余地は存せられておらぬのでありますから、答申そのものについては、この答申に基づいて実施すると、こういうふうにお願ひしたいと思ひます。御所見を伺ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) 私どももさういしたいと考へておりますが、たとえば答申の根本をなします調整規定等の問題にいたしまして、いろいろこれは今後、諸般の立法措置も要し、しやうし、予算措置も要し、具体的な行政上の非常に重要な手続等が必要となるわけでございます。特に自動的なものでなく、いろいろな条件の具備に従ひまして、常に予算上の折衝をなし遂げなければならぬという、まだまだ残された面が非常に多いわけでございますから、これに基づきましていたしますといたしまして、今後われわれは非常な努力をなす必要があればならぬ、かように考へております。

○山本茂一郎君 もう一度長官にお尋ねしたいのであります。問題は違つてまいらぬと思ひますが、答申では、日本の現状では恩給受給者にとつて恩給そのものは切実な生活上の問題だ、こう書かれておられて、また緊急に改むべきである、こういうふうに答申がなつてゐるわけでありまして、この答申の見解につきまして、政府は御同意でございますか。すなわち、早急に現在の恩給法を改正する必要があると、きわめて短期間にこの改正を実行するお考えをお持ちかどうかというところについてお尋ねしたいと思ひます。私としては、現在の恩給がこのあわれな現状の不合理さから考へまして、この答申を得たのは当然であります。したがって、政府は早急に実行に移さるべきものである、こういうふうに考へるのであります。お尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) 仰せられますとおり、政府といたしまして、この答申に述べられ

ておるところと全く同意見でございますが、緊急性の問題につきましては、いろいろと客観的な御意見もございまして、順を追っていただきたいけれども、かように考えております。

○山本茂一郎君 この答申の成立に基づきまして、このうちの一部分は制度化される必要があるのじゃないかと思うのでございまして、ことに調整規定のような問題につきましては、制度化する必要があるのじゃないかと、こう考えるのでございまして、この問題についての御意見を伺いかけたい。

○国務大臣(田中龍夫君) 全くそのとおりでございます。

○山本茂一郎君 次に、この答申を現状において実施をいたした場合に、個々に答申が適当だと考へておるといふ項目を実施した場合に、大体系額概算どのくらいの経費が要するのでございましてか。

○政府委員(矢倉一郎君) この答申の中では改善を要するもの、それから、これからある程度調査をする等の一つの準備期間を要するもの等措置をとるものにつきまして、諸種の課題が含まれておりますので、したがって、これについての所要の金額というふうなものについては、今後十分な検討を行ない、目下のところでは、まだ予算的にどれくらい必要かということが、政府側でも計数をはじいておりますので、どうぞ御了承いただきたいと思ひます。

○山本茂一郎君 重ねて伺ひたいんですが、現在の四十三年度予算にあらわれたものの何割ぐらゐ増になるというお見込みでございましてか。

○政府委員(矢倉一郎君) ただいまお答え申し上げましたように、この現在の予算は二千三百億の予算でございまして、その何割というふうなことがお答えできればいいのでございまして、申し上げましたような各種の課題を含んでおりますので、概算をするという段階にはまだ至っておりませんことを御了承をいただきたいと存じます。

○山本茂一郎君 重ねて伺ひたいんですが、概

数をお示しいただかないことは、よくわかるような気もいたしますけれども、実際の答申を先行を前提といたします場合に、この金額そのものが大きな一つのデータになることは間違いないと思うのであります。それによつて、先ほどの御答へのうちにもありましたように、必ずしも一挙にやるのじゃないような御答へが出た理由も、そういう金額の多寡から言つて私は判断できる一つのものと、こう考えるのであります。以上のような見地において、何らかの形で示しはいただけないものでしょうか。

○政府委員(矢倉一郎君) 山本委員の御趣旨、十分私のほうでも事情がわからないわけじやございませんが、ただいま申しましたようなことで、明瞭にどういふような金額が要するかというふうなところについては、それぞれの諸項目にそれなりのある程度の政府側の判断も伴う問題等がございまして、概算として申し上げることができない段階でございまして、御了承をいただきたいと存じます。

○山本茂一郎君 それでは、この問題は今後における改正の非常に大きな条件になると考へるのであります。今日まで恩給そのものが非常に不十分なびつた形になつてきた理由もそこに大きなものがあつたと、こう考へるのであります。この点につきましては、この答申を契機といたしまして、後ほどお尋ねいたすつもりでございまして、この答申の出た時期を利用いたしまして、この恩給がある程度合理的な、いびつのないものにする、ということとは非常に必要で、また適切な処置であると思ひます。そういう意味において、国家の予算そのものも考へる必要があるものであります。国家予算そのものが最重点の前提として、その残りの部分でやるといふのではなくて、恩給そのものの基礎をこの際を契機として改正をするというふうなお気持ちで政府関係当局としては御努力をいただきたい、こう考へます。重ねて伺ひたい。

○国務大臣(田中龍夫君) 私どもはさように考へ

ております。

○山本茂一郎君 そういたしますと、先ほど言いましたように、一挙になかなか改正をやれぬとお考へになつておられるような感じを受けるわけでございます。そういういたしますと、実際の答申を完全に実施するためには、大体どのくらいの期間を頭に描いておられるのか。

○政府委員(矢倉一郎君) ただいま申し上げましたように、実はいろいろな内容の問題を答申としていただいておりますので、これはただいま山本先生も十分御承知のことと、また、審議会も緊急性云々ということをやつておりますので、われわれは、いろいろな御問題は存しますけれども、やはりできるだけ早期に実現していくということをやつてまいらなければならぬと考へておるのですが、これを何年というところになりますと、なお政府側としてもいろいろ考へるべき問題等の判断がございまして、何年というところはなかなか申し上げにくい段階でございまして、この点もひとつ御了承をいただきたいと存じます。

○山本茂一郎君 何年といったことにあるいはひつかかるかと思うのですが、私は、この改正をやつくりやるのならば、答申は事実上において尊重もされなければ、それに基づいてやられるものでないというふうな、従来よく行なわれたような骨抜きになるのじゃないかというところをおそれるのであります。それゆゑに、また、恩給の現状からいいますと、ここに答申にある緊急切実な問題であり、緊急な措置を要するということは、私は非常に大きな意義があると思ひます。これをほかの理由をもつて延引、あるいは、ことばは悪いのですが、骨抜きをするようでは、合理的な恩給の基礎を立てるということに私はいかに思ひます。もつと触れますという、調整規定がたとえできたにいたしましても、いわゆる基礎というものが非常に不十分な状態において調整規定は法文でございしても、現

实的には生きていけない。永久に不合理なる恩給状態を固定する結果になつてしまふ、こういうふうに考へるわけでありまして。そういう意味において、このお考へは、あるいは私と同様に感じておられるかと思ひますけれども、ちよつと承りますという、著しく差がありまして、最もおそれている不合理を永久固定するといふお考へが多分にあると思ひますので、ここに緊要一番思い切つてやつていただきたい、こう考へます。

○国務大臣(田中龍夫君) 私どもは恩給制度上、今回の審議会の答申が出ましたことはやつぱり一つのエポックだと思つております。それで、お話のように、この趣旨に従つてできるだけ早い機会にこれを実現したいといふことで鋭意努力しなければならぬと、かように考へておる次第でございまして。しかしながら、御案内のとおり、私どもはさように考へておりますけれども、また、他にいろいろ財政的な見地からいろいろ意見もあるわけでございます。われわれはひとつ先生方の御協力をいただきまして、この審議会の答申を早期に実現したい、こういう熱意のもとに仕事をいたしております。

○山本茂一郎君 それでは次に、実施の順序、この答申にあります項目のうちの実施の順序を大体どういふようにお考へになつてゐるか、承りました、こう思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) 恩給審議会の答申におきまして是正を要するとされまして事項の処理については、ただいま事務局長からお話もございしましたように、財政事情その他諸施策との関連もございまして、計画的に行なわなければならぬといふことは、先生の御指摘のとおりでございます。しかしながら、その実施の順序をどうするかにつきましては、審議会の答申におきましても、遺族、傷病者、老齢者等に対する処遇をできるだけ優先的に処理するといふふうなことを示されておりますので、そういう趣旨を尊重しながら、これらの計画的実施について慎重に検討をいたしてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

ございます。

○委員長(井川伊平君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(井川伊平君) 速記をつけて。

○山本茂一郎君 ところで、いま計画的におやりになる、やらなければならぬというお気持ち、また、老年、傷痍者、遺族、こういうものの優遇というものも早くやらなければいけません、こういうふうなお気持ちを持ちました、まことにけっこうな考えだと思います。しかし、もう一つ私、希望を申し上げたいと思っております。非常に従来、政府当局において御努力をいただきまして、いろいろこれに対する所見を述べたのはいかにかと思えますけれども、従来の恩給の改正のあとを見ますと、必ずしもその時代において最も緊急かつ必要であると考えておいたものでないところの改正が行なわれまして、基本的な、もっと具体的にいいますと、金額の多くかかるような案、そういうような事項は改正があとになる、これが現在のいびつな恩給になった最大の原因であると思っております。そのほか、恩給関係者の種類によりまして、どの額も同じように立てるといふような、いわゆる通俗的ないろいろな好意のある配慮というものが拍車をかけたような結果になったと思っております。この際は、そうでなくて、基本的な、また最も緊急性があると考えられるものを、順序をつけて計画的に実施をしていただかぬという、場当たりというふうな印象を受けるような形というものは絶対に避けなければならぬのではないか、こういうふうに私は考えるわけでありまして、これについて御所見を。

○政府委員(矢倉一郎君) まことに先生の御意見ごもっともな点でございます、われわれも金額の問題とか、あるいは、たまたま一応全体のそれぞれの関係者に平均的というふうな考え方に立つよりも、やはり審議会の答申の線にもおのずから緊急の度合いが明らかにされておりますので、先生の御趣旨のとおり計画的な実施を考えてま

いる、かようなことを意図しておるつもりでございます。

○山本茂一郎君 いまのお答えの中で、私は、緊急性という意味の中にいわゆる基本的な問題を含んでおるものと、こういうふうな解釈してよろしゅうございませうか。

○政府委員(矢倉一郎君) 先生の御指摘のとおり、実は審議会答申の中でも、いわゆる基本的な対策と、それから個々のいろいろな解決策を求める問題というふうにごいさしますが、当然さうなことを含みとして考えていかなければならない、かように考えております。

○山本茂一郎君 次は、国家予算編成の手續の問題でございますが、これは八十年にわたる恩給予算の一つの慣行がございまして、また、その慣行になったためには、当然しかるべき大きな理由があったことと私は考えるのであります。しかし、今回の答申によりまして、政府がこの答申に基づいて改正をするという御方針のごいさしから、そういったしるすれば、当然政府は一般予算、国家予算の編成の原則に従いまして、一般の予算の編成のルールに従って改正の処置をとられるのが至当じゃないか、こう考えます。また、当然お考えになっておること考えますが、この機会に、このお考えのほどを承っておきたい、こう思います。

○政府委員(矢倉一郎君) 恩給の問題解決について根本的な方針となる答申を得たわけでございますし、したがって、政府側において考える大筋がある程度示されてまいりましたが、こういう点から考えますと、予算の手續的な点については、本来筋の筋にできるだけ乗っていくべきだと考えられますが、やはりこれらの問題は、それぞれ恩給受給者の切実な課題でもございまして、さうな点も配慮に入れた、今後の手續を進めることにならうかと思っております。

○山本茂一郎君 この予算編成につきまして、受給者の意図を十分に配慮をしてやるということをお考えはまことにけっこうだと思っております。

す。ただ、私の申し上げたいのは、一般の予算編成のルールに反したような印象を受けておるものでありますから、よく御承知のように、日本の世論そのものが恩給問題については非常に誤解を招いておりまして、いかにも恩給関係者が強引に国家予算をもぎ取っていることが誤解を与えておるということ、一方においては恩給改正を困難にし、一方においては恩給受給者を著しく不満を感じしめる。当然にただげるべきものを、まるで国家の金を自分らでもぎ取ってくるような形を世の中に示されたということに対する不満——感謝の気持ちと同時に、そういう気持ちがあるということも事実だと思っております。これは私は国家のために非常に情けないと思っております。好ましくあらざる情勢だと思っております。どの方法でも、おのの害もあればいいところもあると思っておりますが、いま局長のお答えになりましたように、改正すべき方向が具体的に示されておるわけでございまして、この意味において、可能な範囲においてこの編成のルールに従っておやりになる、こういうことを特に御配慮いただきまして、その間に、ただいまお答えのように、恩給受給者の切実な希望も十分聞いてやる、こういうふうな両方の配慮を持ちながらやっていただきたい、このことを重ねて申し上げたいと思っております。

○政府委員(矢倉一郎君) ただいま先生の御指摘の点、確かに恩給に関係を持つ者としては、その点についてかねがね非常に遺憾だという気持ちを持っております。したがって、今回恩給審議会が答申を得ましたということは、その点については非常に明るい材料を得た、かように考えられますので、したがって、先生の御懸念の点も、この審議会の答申という、そういう裏打ちを得ることによって今後の問題の処理が非常にしやすいというふうになってまいるのじやなからうか、かように考えております。

○山本茂一郎君 次は、調整規定の出発点の問題でございますが、これは伊藤委員からも御質問がございましたが、私は伊藤委員のお尋ねと違つて側面からお尋ねをいたしたいと、こう思うのであります。で、今度、調整規定出発のスタートラインといひますか、消費者物価が五%以上というときにおいて立つと、こういうふうになっておるわけでありまして、そのほかの二つの事項として、いわゆる補完事項として、重点が別になっておる、重点が違ふんだと、こういうふうに解釈しておるわけでありまして、そこでお尋ねしたいと思ひますのは、今日まで生活水準を基礎にして恩給の仮定俸給のベースアップをやっておいでになられた。ところが、今度、消費者物価を基礎にしてやる。三本の柱ではありますけれども、重点点を消費者物価に置いておるようになり、私は答申の内容から解釈できるものであります。この調整の出発の重点を生活水準から物価に移された理由は、ほんとうはどこにあるのでございませうか。今後における恩給の性格が変わつたというものであります。そのほかの理由であるのであります。この基礎的なものの変化という理由を承りたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 恩給審議会がこの調整規定である二条ノ二をどのように運用すべきであるかという点について諸種の検討が続けられたわけでございまして、で、そういう中で考えられてまいりましたのは、いわゆる恩給受給者の生活という問題を考えたいと、消費者物価が著しく変動していくという場合の恩給受給者に与える影響というものを基本的に考えていかなきゃならない、これがいわゆる生活を維持していくための基本線として考えられる、こういうところから、消費者物価に著しい変動、つまり、これを五%という明確な数字を出されたわけでありまして、そういう変動がありした場合にそれを考えるというところが不可欠の要素であると考えられる。で、そういう点から一つの恩給調整についての考え方を打ち出されたわけでございまして。ところが、二条ノ二には、これのほかに公務員給与もございまして、国民の生活水準もございまして、「其ノ他ノ諸事情」とございまして、そこで、いろいろな考えが出された中で、やはりいまのような

生活維持分というものを基本的な要件として考えよう、こういうことに相なりましたので、旧来政府側がとつてまいりました消費水準方式も一つの方式ではございますが、しかし、いま申しました不可欠の要素として、恩給の実質的価値の維持をはかつていくためのいわゆる境界となるものは消費者物価であらう、こういうことでお取り上げになったわけでございます。

○山本茂一郎君 重ねて伺いますが、消費者物価を基礎にしてやるということは、現在の恩給がいわゆる貨幣価値を保持するために必要である。さらに、それからいきますと、これは生活の基礎であつて小づかい銭ではないんだと、生活の基礎のものだと、こういう切実な問題であるといふところに重点を置かれた、こういう意味だと思ひますが、そうしますと、いままでの過去のことは申しませんが、生活水準の向上といふものが恩給になるという、これはある意味において生活の潤いといふものを考慮した一つの政策であつたと思ふのであります。ところが、これが今度は非常に生活と直結をした、生活、生きるために必要なものである、こういう前提になつてきますと、少し印象においては、趣旨はよくわかりますが、ある意味においては、生きておればいいだけの恩給だと、こういうような形にならざるを得ないと思ふ。そういうように恩給の性格が変わつたんじゃないかという印象があると思ふのであります。この「不可欠」という意味の解釈で、これはいろいろな意味のとり方はあると思ひますが、けれども、ほかの二項目、先ほどおっしゃいました生活水準の問題、公務員の給与といふものは補充的要素であるといふことをはっきりした以上は、私のような疑問が出てくると思ふのであります。ここに重ねて、将来恩給の改善のための基礎になる考え方でございますが、もう一度質問いたします。

○政府委員(矢倉一郎君) 審議会の取り上げられた考え方は、消費者物価といふものが非常に恩給の実質価値を低下させていくという現実の事態に

目をつけられました、そこから不可欠の要件といふような考え方を抽出したわけでございますが、ただいま御指摘の、いわゆる公務員給与といふものと国民の生活水準といふものを考えないと申してはいたるのではなくて、それを考える考え方は、政府側においてこれをどういふふうにかつていくかといふことについて配慮をしようといふ前提でございます。それがいま先生御指摘の、生活の潤いと言われる、いわゆる生活水準そのものが、公務員である人が退職した場合の恩給でございますので、そこで、公務員給与といふものをひきとまず、そういう消費水準の、いわゆるそれだけで満たし切れない面について考えてまいる。しかし、国民の生活水準も考える余地が出てくる場合があると思へられますので、そういう場合には、国民の生活水準といふように、やや三段がまえの方式で答申が出ておるわけでございます。

○山本茂一郎君 そこでお尋ねしたいのでございますが、消費者物価を基礎にしてやる、こういう場合に、現在の支給しておる恩給金額をどこを発起点として計算をするのか、この問題。私は、消費者物価といふならば、日本の統計のことはよくわかりませんが、昭和十年ないし十一年の消費者物価といふものを基礎にして私は計算すべきものであると思ふのであります。従来やもすると、昭和二十六年を基礎にするといふような意見でございますが、これは公務員の給与と一緒にやつていくという場合においては、二十六年といふのが一つの基準になると思ふのですが、消費者物価といふものは、私はやはり昭和十年ないし十一年ごろを基礎にすべきものであると。しかし、先ほど言いましたように、私はそういうほうの専門的な知識はございませんが、政府はこの基礎をいつにとつてやろうと、こうお考えになつておるのか。

○政府委員(矢倉一郎君) ただいまの件は経過措置の問題かと存じますが、この点につきまして、調整規定が発動する場合には、当然出発点において、一つの旧来の公務員給与と恩給との格差

がある、それを埋めておくということが、やはり調整規定発動の前提上非常に重要なことである、こういう判断のもとに経過措置を掲げられておるわけでございますが、その判断のしかたとして、そこに答申として出ておられますのが、昭和四十二年十月一日改定前の仮定率給と国家公務員の給与とのいわゆる水準差といふものを考えることによつてこの穴埋めを考えていく、こういう趣旨がございまして、したがつて、いわゆるこの調整規定のあらわし方といふものは、これを具体的に運用することにつきましては、いま先生御指摘のようないふ昭和十年あるいは十一年ごろを基準とすべきじゃないかといふような御趣旨の発想もございまして、どうかと思ひますが、しかし、消費者物価の変動をいつの時点で基準的に考えていくかといふ問題は、調整基準を適用するにあつては、いわゆる基本的な問題ともなるものでございまして、この答申の趣旨必ずしも明確にはされておりませんが、この調整規定そのものの本来的なあり方と、ならみ合はして、今後慎重に検討をしてみたい、かように考えておるわけでございます。

○山本茂一郎君 それでは、その点に入りましたので、引き続きその問題についてお伺ひしたい、こう思ふのであります。四十二年の八月の三十一日を基礎にすると、こういうことであると思いますが、それは私の言つておるいまの基準といふものとは違ふのでありまして、しかし、それは議論をやめますが、そのときの状況において、あの三つの柱、いわゆる物価、公務員の給与の問題、それから生活水準の問題、どの線をとつても、四十二年八月の末における軍人恩給といふものは完全なものになつておらぬことは言うまでもないと思ふのであります。その完全でないものを、どこを基礎にして、これを不完全であるか、完全であるかという判断をするかという、その私には基礎を聞いておるわけでありまして、これはいかがですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 軍人恩給の問題をお出しただいたわけでございますが、いろいろな恩

給の種類によりまして、たとえば軍人恩給については仮定率給線、それから公務員、一般文官につきましては退職時率給といふようなことで、制度的にいろいろな制度で成り立っておりますので、そこに、たとえば調整規定を発動する場合には、一応いわゆる恩給の今後のあり方といたしましては、恩給全体の水準といふものを考えてまいらうといふことで、したがつて、審議会答申にも実は、調整規定の運用は一律的に考えていくのが筋である、こういう示し方をいたしておりますので、そういう点を含みとしながらいろいろな問題の検討を続けてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○山本茂一郎君 この問題で、違ふ面からちよつとお尋ねしたいと思ふんですが、これはただいま御答申の中にも述べられておるのではありませんが、各種の恩給を通じてその間の仮定率給といふものを統一しようといふお考えでございますか。また、仮定率給のほかに、軍人恩給のごとき、母俸において非常な差がある、いわゆる格づけにおいて非常な差がある、そういうものを修正して、そうしてやるというふうな形でございまして、か。それとも、公務員との給与の關係の比率をとる、こういうふうな、大ざっぱに言つて三つぐらい——もつとあります、か、そういうふうな、どれを基礎にしておやりにならうと、こういう考えでございますか。

○政府委員(矢倉一郎君) 恩給の調整規定運用の前提となる経過措置としてどのような方策をとるかといふことは、かなりなお今後検討を要すべき問題を含んでおるわけでございますが、審議会答申は、御承知のように、年齢別のいわゆる仮定率給方式をとるといふことは賛意を表しておらないわけでございます。したがつて、仮定率給上の格差是正という問題はその意味においては経過措置の課題にはならないかと考えます。また、いわゆる文官、軍人との格づけ是正、これも実は経過措置の中の問題ではないかと考えられるわけでありまして、したがつて、経過措置として出てま

いりますのは、いわゆる二条ノ二を前提として現在受けておる仮定俸給間の格差は正、こういうふうな形で考えていくのが筋ではないかと、かように考えておるわけでございます。

○山本茂一郎君　こまかいことで恐縮でございますが、二番目にお答えになりました号俸格づけの問題がないかという、ことばのアクセントのつけ方によってどっちにもとれるわけでありまして、どっちです。格づけは含まないので、含むのですか。

○政府委員(矢倉一郎君)　実は文官、軍人等の格づけは正につきましては、別の項目として実は審議会答申をいたしております。したがって、その問題はその中で解決をしております。是正措置はしたがって最後に申し上げた問題の処理方法としてとられることに相なります。

○山本茂一郎君　次に、その問題と関連をいたすのでありますが、答申の中には「ある程度」と書いてあるわけですが、この是正につきましまして、この「ある程度」の問題でございますが、これは私はスタートラインでございまして、絶対に正しいものではない。ある程度、というふうなやふやふなものではないかと思うのであります。従来、現行の恩給法において非常な差ができてきたのは、このスタートラインにおいて差ができておるからであります。それを何割何割と、こやうやってきますという、わずかな差が終わりになるという非常な大きな差になって、収拾すべからざるものになったのが現在の恩給制度だと私は思うのであります。このスタートラインと一緒にそろえるということのむずかしさは私はよくわかりますけれども、絶対に正しいものではなくて、いいかげんに「ある程度」なんというものの考え方でやられますという、同じ間違いを再びやるのじゃないか、こういうふうに考えるのであります。いかがですか。

○政府委員(矢倉一郎君)　確かに先生の御指摘のように、われわれも、恩給審議会の答申として、「ある程度」というふうなあいまいな表現じゃな

しに、明確にどれをどういうふうにとりいうふうに明示してもらったほうがはるかに措置がしやすいわけでございますけれども、しかし、審議会としては、経過措置としてとらるべき方策というものはいろいろな考え方が出てくるであらう。したがって、政府側においてこれは恩給受給者の実態も十分わかっておるはずだから、その立場から十分な措置が考えられるようにということで、実は表現形式としては比較的あいまいな規定に相なっておりますが、そういうふうな趣旨がその中に含まれておると、さうに理解しております。

○山本茂一郎君　それでは、事務局とされましては、私の希望するように、正しい合理的な線を出発をさせていただける、こういうふうに理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(矢倉一郎君)　事務局側の答えを求められておるわけでございますが、政府側として、十分にこれらの点についての将来の恩給受給者のあり方という点から考えまして方針をきめてまいりたい、かように考えております。

○山本茂一郎君　ただいま、現行といいますが、今日までの恩給では、老齢者、傷病軍人、遺族、これらの優遇を仮定俸給でやっておたわけでありまして、そのほかもありましようが、主として仮定俸給の差によって実施しておたわけでありまして、ところが、今度はこの答申におきましては、「各種の恩給受給者を区別することなく、一律に実施する」、こういうふうに示されておるわけでありまして、それからまた、その終わりのところ、調整の基準の適用と優遇、これは別問題と考

えるのが適当である、こういうふうになっておるわけでありまして、私は、この答申の考え方は非常にいい考えだ、こう思うのでありますが、お尋ねしたいのは、この答申の線に沿いまして、今後における恩給法において、遺族でありましか傷病軍人、老齢者をいかなる方法によって優遇せんとするか、そのことをお伺いしたい。

○政府委員(矢倉一郎君)　ただいま御指摘ございましたように、審議会答申は、調整規定そのもの

は一律適用ということが望ましい。これを、ただいま実施しておりますような、たとえば年齢別の仮定俸給というふうな形は好ましくないのだ、調整が非常にしにくくなるというふうな点から出てくるんだと思ひます。その点は恩給審議会の指摘がかなり射ていると思われましますので、そこで、この点については、確かに調整規定を運用していくときには、このような方式をとるといたしますならば、一面、遺族とかあるいは傷病者といふような場合には、御承知のように、公務死亡については倍率、傷病恩給については間差というふうな措置がございまして、そういった旧来の扱いについても、措置すべき点について若干の答申が出ておりますので、そういうふうな点を配慮しながらこの答申実施をはかる、かようなことが今後の方向ではなからうかと考えます。

○山本茂一郎君　いまの中で、御遺族と傷病軍人については、あるヒントを得たわけでありまして、老齢者の優遇については、ちょっとわかりにくいのであります。もちろん、まだ決定的な発表をされるような御意見は承り得ないかと思ひますけれども、一つの例示として、問題を老齢者に限定をいたしまして、いかなる方法によって優遇というものを実行されるか。あわせて、先ほどの仮定俸給というもののあれを一本にするという前提において、どういふような方法があるのだろうか、御説明いただきたい。

○政府委員(矢倉一郎君)　老齢者優遇につきましては、旧来は実は恩給額の改善ということで、これはる私たちが御説明申し上げてまいりましたのは、恩給そのものは確かに退職時俸給を基礎とするものではあるけれども、しかし、恩給そのものを考えるときには、明らかに近代的社会政策的な配慮も必要であらう、こういうところから、老齢者優遇の措置を考えてまいったわけでありまして、答申の趣旨の中にも、さような措置については、それなりに考え方は適切であるということが示されておりますので、今後、恩給法全体のワ

の中でどのように措置をしておりますか、さらに検討を続けてまいりたい、かように考えております。

○山本茂一郎君　いずれにしても、そうすると、新しい何らかの制度といひますか、方法をここに示される、こういう意味でございませうか。

○政府委員(矢倉一郎君)　新しくいたしますかという御質問でございますが、ただいま申し上げましたように、審議会答申は、老齢者とか遺族優遇、あるいは傷病者優遇という線が出ておりますので、さような点を旧来の制度の中でも生かし切れないわけではないと思ひますので、そういうふうな旧来の制度の検討の中でどういふふうに処置してまいるのが妥当であるか、かような点について検討をしておりますというお答えを申し上げておるわけでございます。

○山本茂一郎君　それでは今度は、次の別の問題についてお伺いしたい、こう思ひます。それは、答申によりまして、現行の恩給法というものが、終戦前の恩給法とは違った新たなものであるかどうか、こういう問題について、旧軍人に関する限り、従来から問題があつたわけでありまして、今度の御答申の中にも、「新たな」、こう書いてありまして、現行の恩給法は戦争前のものとは違ふのだというふうな議論を展開されておるわけでありまして、この問題につきましては、従来たびたびこども議論になった点でございますが、この点について、少し時間を申し上げますが、お許しを得て、簡単にもう一度所見を申し上げます、こう思ふのであります。

そこで、今度の恩給審議会に対する総理大臣の趣旨の中に、現行恩給制度のあり方について、総合的な見地から根本的な再検討を必要とする時期に入つたものと痛感いたします、こういうふうな文句があるわけでありまして、それから新居会長が衆議院の内閣委員会において説明された中に、旧法との関係につきまして、旧法にこだわらず、もっともなものは生かす、この際不合理と思はれるものは切るという方針である、こういう

ふうに御説明になっているわけでありす。答申の中には、戦後に生じた主要な恩給問題について、その基本的な考えとして明らかにしておくとこのうちに、(2)において、「恩給法特例審議会の建議に基づき法律第百五十五号をもって新たな制度として発足した」、こう述べておられるわけでありす。そうして、この答申の中で、現在において最も適切と考えられる解決方法を打ち出すようにつとめた、こういうふうに出ておられるわけでありす。

そこで問題になるわけですが、この新たな恩給法という現行法は戦争前の恩給法とは違ふのだという前提でありす。これは昨年か何かに、ここで私は述べたと思うのでございす。法的には新たなものでないという証明がつくと私は考えておるわけす。それはここでは述べません。ただ、旧軍人に関する限り、旧恩給法において示された恩給受給の資格条件というのは、すでに全部国家に対して果たし終わつておる、こういう前提でありす。ところが、現行の恩給法では、戦前の恩給法の資格条件は全部御破算になっておるのだ、終戦後において、二十八年でございすか、ここに新しくできたことになりす。と、恩給権というものは旧軍人に関する限り基本的に間違ひである、ないのだという破綻的な意見だと私は思うのでありす。ここに書いてある「新たな恩給法」という字句は、いかなる理由であるかわかりませんが、そういう意味におきまして、旧法において軍人がこの資格を失うための消滅する条件というものは法的に規定をされておる。それ以外に国家がこれをもって破棄するということとは、終戦後においてでも、また、恩給という一つの行き方の精神から考えて至当かどうかという点には、非常に私は大きな問題があると思うのでありす。また、一方において、恩給というものは既得権思想が前提でありまして、既得権を全部無視した法律というものは、私はあまりはつきりはいいませんが、恩給法ではそういう意見は基本的に採用するべき問題ではないと思う

のでありす。私はその意味において、恩給法は既得権のものであつて、それを無視した法律の運用というものは私は存在してないと思うのです。しかし、私は決して戦前の恩給に返つたのりつぱな恩給だとは毛頭申しておりません。この審議会の答申にありすように、時代が変わり経済状態が変わり、そのほかの国家の諸制度が画期的な変換をした以上、恩給法が変わるの当然だと思ひますけれども、しかし、戦前において国家に勤務したというもので、その条件を満たすものに恩給をやるということは無視し得ない条件だと思ふのでありす。そういうことは答申を全部見ますと、それは否定はしておられませんが、ここに、新たな恩給を終戦後においてつくつたということをわざわざお書きになっておるというところに私は不安があるものですから、ここに重ねてお尋ねをいたします。この点ひとつ御答弁をいただきますかと思ひます。

○政府委員(矢倉一郎君) ただいま、いわゆる恩給、なかんずく軍人恩給についての議論でございす。最後の御尋ねをいたしたと、こう思つておられます。今度の恩給審議会の答申をそのまゝ実行された場合には、私はそれまでもまだ今後恩給にいろいろ将来改正をしなかならぬ問題があるんだと、こう考えるのでありす。それはいまなくても、新しく生ずるものもありましようし、また、恩給審議会の答申において適当でない御意見をおつけになった事項についても、今後の時勢の進展によりましては、その中でまた実行しなかならぬような問題も出てくるのじゃないか。極端に言ひますと、はつきり言ひますと、恩給審議会の答申は恩給問題のすべてではないと、こういうふうには私は考える。また、これは当然だと思ふ。そういう意味において、この恩給審議会の答申を当面実行するという点に、初め申したように、最大の御考慮をもって実行していただくということは、もとより希望するところでありす。その他の問題につきましても、政府としては引き続き検討を加えていた

し、また、裁判所の判決におきましても、一応確定的にこういうものであるという考え方が打ち出されております。その内容は、もちろん戦前あつた軍人を対象とした恩給制度が、戦後法律によつて再び認められたという、制度復活の意味でございす。ならば、軍人恩給は旧法の復活とも言えるでありましようが、法律上の解釈としては、これまでの私たちの述べておりますような点が、一応の考え方としてなされておる点でございす。

○山本茂一郎君 もう一度伺ひたいのです。そうしますと、軍人恩給の基礎というものは、恩給権をもちつておる基礎というものはお認めになるのか、どうですか、法的に。○政府委員(矢倉一郎君) 結果的には、恩給審議会の答申がややそういう問題を生みそうな表現をいたしておりますが、政府側の考え方としては、旧来と変わらないということをお申し上げておきたいと考へます。

○山本茂一郎君 長官にお尋ねしたいと思ひます。最後のお尋ねをいたしたと、こう思つておられます。今度の恩給審議会の答申をそのまゝ実行された場合には、私はそれまでもまだ今後恩給にいろいろ将来改正をしなかならぬ問題があるんだと、こう考えるのでありす。それはいまなくても、新しく生ずるものもありましようし、また、恩給審議会の答申において適当でない御意見をおつけになった事項についても、今後の時勢の進展によりましては、その中でまた実行しなかならぬような問題も出てくるのじゃないか。極端に言ひますと、はつきり言ひますと、恩給審議会の答申は恩給問題のすべてではないと、こういうふうには私は考える。また、これは当然だと思ふ。そういう意味において、この恩給審議会の答申を当面実行するという点に、初め申したように、最大の御考慮をもって実行していただくということは、もとより希望するところでありす。その他の問題につきましても、政府としては引き続き検討を加えていた

く必要があるのじやなからうか、こういうふうには考へるのでありす。この点について、長官の御意見をお示しいただきたいと思ひます。

○國務大臣(田中龍夫君) 恩給でございすとか、扶助料でございすとか、こういうふうなもの本質から申しまして、公務員として生涯を奉仕された方々に対してする恩恵としての一つの制度であり恩恵であると思ひますが、未処遇者の方々がいろいろと時代の進展に従ひましてまだまだ残つてゐることも存する次第でございす。こういうふうな今回の恩給審議会の対象に漏れした方々があるのではないかと、また、漏れました項目もあるのではないかと、いろいろと考へられる次第でありす。できるだけたくさんの方々がこういうふうな制度のあれに均てんいたしますように、今後ともわれわれは努力を続けてまいらなうかならない、かように考へるわけでありす。

○委員長(井川伊平君) 本案につきましては、本日はこの程度にいたします。これにて散会いたします。午後三時五十分散会

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月四日)
一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)
第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第一項第三号中「その年月数」を「昭和四十三年十二月三十一日までの間は、その年月数」に改める。
附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級	假定俸給年額
大將	一、一七三、四〇〇円
中将	九八一、六〇〇円
少将	七六四、二〇〇円
大佐	六四七、四〇〇円
中佐	六一〇、四〇〇円
少佐	四八〇、四〇〇円
大尉	三八八、一〇〇円
中尉	三〇三、二〇〇円
少尉	二六六、四〇〇円
准士官	二三三、八〇〇円
曹長又は上等兵曹	一九三、七〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一八四、四〇〇円
伍長又は二等兵曹	一七七、二〇〇円
兵	一五五、八〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「七七、〇〇〇円」を「八一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「九〇、〇〇〇円」を「九七、〇〇〇円」に、「九七、〇〇〇円」を「一二二、〇〇〇円」に、「六九、〇〇〇円」を「七四、〇〇〇円」に、「七四、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「五四、〇〇〇円」を「五八、〇〇〇円」に、「五八、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に、「四七、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に、「五〇、〇〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六

假定俸給年額	第一欄	第二欄
一、一七三、四〇〇円	八三、一〇〇円	一四六、六〇〇円
九八一、六〇〇円	六九、五〇〇円	一二二、七〇〇円
七六四、二〇〇円	五四、一〇〇円	九五、五〇〇円
六四七、四〇〇円	四五、九〇〇円	八〇、九〇〇円
六一〇、四〇〇円	四三、三〇〇円	七六、三〇〇円
四八〇、四〇〇円	三四、〇〇〇円	六〇、〇〇〇円
三八八、一〇〇円	二七、五〇〇円	四八、五〇〇円
三〇三、二〇〇円	二一、五〇〇円	三七、九〇〇円
二六六、四〇〇円	一八、九〇〇円	三三、三〇〇円
二三三、八〇〇円	一六、五〇〇円	二九、二〇〇円
一九三、七〇〇円	一三、七〇〇円	二四、二〇〇円
一八四、四〇〇円	一二、一〇〇円	二三、一〇〇円
一七七、二〇〇円	一一、六〇〇円	二二、二〇〇円
一五五、八〇〇円	一一、〇〇〇円	一九、四〇〇円

附則

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第九條 昭和四十三年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十三年十月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の假定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該假定俸給年額にその年額にそれぞれ対応する改正後の同法附則別表第六の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる

金額)を加えた額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 附則別表第二第三項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「前項」と、「前二項」とあるのは「前項ただし書」と読み替へるものとする。

3 附則別表第四第二項の規定は、第一項及び前項において準用する附則別表第二第三項の規定による扶助料の年額の改定について準用する。

(法律第五十五号附則第四十二條の改正に伴う経過措置)

第十條 昭和四十三年十二月三十一日において現に普通恩給又は扶助料を受けている者で、改正後の法律第五十五号附則第四十二條(同法附則第四十三條において準用する場合を含む。)の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられるべき期間を有することとなるものについては、昭和四十四年一月分以降、その年額を、改正後の恩給法及び改正後の法律第五十五号附則の規定により算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第十條 この法律の附則の規定による給付年額の改定は、附則第三條の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十一條 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和四十三年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給に於いて改正前の恩給法第五十八條ノ四又は法律第八十三号附則第十四條の規定を適用した場合の支給年額を下ることではない。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 改正後の国民年金法第六十五條第四項及び第五項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十三年十月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十日)

一、恩給・年金受給者の処遇に関する諸願(第三六九号)(第三七二四号)(第三七三二二号)(第三七五〇号)(第三七八六号)(第三三八七五号)

一、公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する諸願(第三七〇八号)(第三七五二二号)(第三九四六号)

一、公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する

る請願(第三七五十一号)

一、福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建物の残置等に関する請願(第三七六七号)

第三六九十一号 昭和四十三年四月十二日受理
恩給・年金受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道小樽市勝納町二ノ一三
金子静江外五百三十五名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三六七六号と同じである。

第三七四十四号 昭和四十三年四月十三日受理
恩給・年金受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道勇払郡追分町 東海林嵩外
五百八十名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三六七六号と同じである。

第三七三二二号 昭和四十三年四月十五日受理
恩給・年金受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道上川郡当麻町市街四区 中
山榮一外百四名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三六七六号と同じである。

第三七五〇号 昭和四十三年四月十六日受理
恩給・年金受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道滝川市朝日町一二七 石川
幸子外七十三名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三六七六号と同じである。

第三七六八号 昭和四十三年四月十七日受理
恩給・年金受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道芦別市上芦別町 川坂景子
外十二名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三六七六号と同じである。

第三七八七五号 昭和四十三年四月十八日受理
恩給・年金受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道岩内郡共和村字小沢 仲尾
美枝子外二百三十三名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三六七六号と同じである。

第三七〇八号 昭和四十三年四月二十二日受理
公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に
「現場手当」支給に関する請願
請願者 埼玉県浦和市高砂三丁目埼玉県土
木部内埼玉県建設技術協会内 下
平伊那三外千九百四十九名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第三七五二二号 昭和四十三年四月十六日受理
公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に
「現場手当」支給に関する請願(二通)
請願者 神戸市生田区加納町六ノ七神戸市
建設技術協会内 小林利春外千五
百八十七名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第三九四六号 昭和四十三年四月十八日受理
公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に
「現場手当」支給に関する請願
請願者 島根県松江市殿町一島根県建設技
術協会内 小菅曾登雄外六千四百
七十七名

紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第三七五十一号 昭和四十三年四月十六日受理
公務員の賃金抑制、定員削減反対等に関する請願
請願者 福井県大野市天神町一ノ一 松本

真澄外四百五十二名

紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第三七六七号 昭和四十三年四月十六日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建
物の残置等に関する請願(二通)
請願者 福岡県久留米市通町五丁目自由民
主党久留米支部内 近藤卓雄外三
名

紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

五月二日本委員会に左の案件を付託された。
一、恩給・年金受給者の処遇に関する請願(第三
九四八号)(第三九七四号)(第三九七九号)(第
四〇三二号)

第三九四八号 昭和四十三年四月十九日受理
恩給・年金受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道虻田郡虻田町 菅原正子外
五十四名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三六七六号と同じである。

第三九七四号 昭和四十三年四月二十日受理
恩給・年金受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道苫小牧市木場町二八ノ一
本木容子外二百四十五名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三六七六号と同じである。

第三九七九号 昭和四十三年四月二十二日受理
恩給・年金受給者の処遇に関する請願
請願者 北海道赤平市茂尻市街 佐藤勝美
外百七十六名

紹介議員 吉田忠三郎君

第四〇三二号 昭和四十三年四月二十三日受理
恩給・年金受給者の処遇に関する請願

請願者 北海道虻田郡倶知安町南四条西二
丁目 酒井孝一郎外百四十六名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三六七六号と同じである。

昭和四十三年五月十五日印刷

昭和四十三年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局